

國第六十三回
參議院內閣委員會會

昭和四十五年五月六日(水曜日)

卷之三

出席者は左のとおり。

員長

理
事

委
員

四

10

1

卷之三

55-

74

1

127

11

四

5

第一回 内閣委員会會議録第十三号

昭和四十五年五月六日
【參議院】

和するであろうということを書いております。しかし三十七年、三十八年がやや生産が少なく、それから四十一年、四十二年、引き続いて生産が非常に増強されましたことは御存じのとおりであります。私、技術会議のいまお読み上げのようなことにつきまして、どういう見地に立つて判断されておるか、よく理解しておらないわけであります。が、やはりその第一には、御存じのように、われわれが農基法制定いたしまして後においても、かなり大きな経済成長を見るようになります。この経済成長は、われわれが農政に対し想定いたしましたことについて、何と申しますか、かなりのひずみを生じました一つの大きな原因ではないかと思うんですですが、したがって、だんだんとちょうど生産が上がってくる、そういうときには、国民の一般の経済成長に伴つての食生活等に著しい変化を生じてまいつたことも御存じのところであります。したがって、最近の統計を見ましても、一人当たりの米の消費量が逐年低減いたしておりますような状態であります。私ども一人の地方から選出された国会議員といいたしましても、やはりこういう技術は改良され、生産性は上がるようになりますとも、そこでこのままでいけばどうなるかというふうなことについては、なかなか国会議員としての私ども、統計等によつて将来のこととに警告を出しているものはあります。私どもでもやっぱりそういうことについて、将来のことを予測して発言することもいたしませんでした。このことは多くの方々もそれぞれお考えになつておつたことであろうと思いますが、技術会議のただいまのお話につきましては、私よく読んでおりませんので、どういうことであるか、その事情をつまびらかにいたしませんので、はなはだ申しわけないことだと思っております。

とはみんな純粹な技術的なことが述べてあるだけです。で、午後は何か他のほうへ御用もあるようですから、次においでになるまでよくひとつ読んでいただいて、率直な感じを……。

そこで、これと対照的な、同じこの農業技術會議に所属しております農業総合研究所というのがある。これはどういう業績を持つておるか、私は最近つまびらかにいたしませんが、これは四月八日、参議院の公聴会に御出席になりました渡辺兵力君といふ人、これはあとで調べてみましたら、

農業技術會議に属する農業総合研究所の計画部長だつたということがわかつたわけあります。これは詳しく述べておきますが、私が大事と思う点を抜粋しておりますので、お聞き取り願つて御判断願いたいと思ひます。渡辺兵力君の公述は、大胆さはあるものであります、その一、二を申し上げてみますと、まず第一に、いろいろ約三十分の公述であります。が、

「從来ややもすると、個々の手法がばらばらに実施されていて、それらの総合効果と言ひますか、そういうことを十分考えずに行なわれていた」云云といふことを自己反省をしております。これは速記録のとおりであります。さらにいろいろとそれを裏づけるものを述べて、「ややもするといわゆる縦割り行政といわれる体質があえて農政に限らずございますが、非常に困難な問題かも存じませんけれども、この縦割り行政の壁をぶち破つて」いかなければならぬ云々とほつきり述べております。さらに、「基本法農政は産業としての農業であります。」「基本法農政は産業としての農業といふものを政策の対象にしてきたかと思います。しかし、これから日本の農業を考えますと、産業としての農業を政策の対象にするという考へに固執していたのでは、今後の農政の基本的な対象といいますか、課題を見失うのではなくいか」というふうな意見を持っておるわけであります。」「思い切つた、これは産業としてのいわゆる対象に農業を考えないという意見、これをどういふことか説明をしまして、結論的に言ひます

と、「農地というものが今後国民にとってきわめて重要な緑地空間資源になるのではないかと、さう思ひますけれども、そういう側面から農業の維持していくための農業、いわば主客転倒の形になりますけれども、そういう農業の問題を考える必要があります」云々、「そういう農地を維持していくための農業、いわゆる緑地空間、つまり日本が工業化していく過程において緑地空間を維持していく役割を農業に付与していくこう、

こういう見通しですね。

これは私は聞いて、あとであまりのことにがく然としまして、これがしかも農業技術會議に所属する農業総合研究所の計画部長としての御発言であるのには私はあ然といたしました。これは言論は自由でありますからいたし方ありませんとしまして、私は質問を通じて公述人として御出席になつておる方を難詰するというか、見解の相違を述べるべきではないと思ひまして、やんわりと、所見を異にする点もありますがと断わつて、私は

二、三の意見を述べておりますが、技術會議に所屬するこの二つの姿、一方は純技術的で全く見通しはつかぬ、技術そのものに立てこもつて一步も外界の動きには目を配らない。一方は非常に先走りといりますか、農業を産業としての対象から除外し、緑地空間という形でいわゆる調和のとれた姿における農地、農業の果たす役割をそういうふうに評価しようとしておる。まさにばらばら行政の姿をこれほど端的に示しておるものは私はないと思うんです。したがいまして、これはいざれが妥当であるか、私はいざれも妥当でないと思う。少なくともこういうことはあり得べからざることは少くとも参議院の公聴会で堂々と述べるが、少なくとも参議院の公聴会で堂々と述べる。これは国の農政に真向から弓を引くようなものじやございませんか、言うならば片方は技術に執着をして、十年の見通しはおろか、五年の見通しも立たない、まことに粗末な状態だと。これを総括しておるもののは月に二回しか出ておらない、いわゆる議長が六人の委員をときどき集めて会議をなさる。下には行政機構として、今まで農業会議に再編成された。しかも、農林水産と欲ばつて、非常に横に広げておる。私はこういう農民の下からの知恵というものについてよくこれを

見ますと、農業を政策の対象にするのではなくいか」というふうな意見を持っておるわけあります。この会長は一方では農政審議会の会長をしておる、一方でこの技術會議の議長をしておつて、このようないふうなことでは、私はいやとうござります。しかし、大臣の御決断がいかに必要であるか、つまりかかる技術會議の内部矛盾を打破して、眞の農業技術政策といふものの総合的な確立を——一面には農政を踏まえ、一面には技術を踏まえた会長がござります。この会長もつと踏まえて、やはり農業技術會議といふものは運営されしかるべきものではないか。つまり

方もしては不見識きわまるものだと思ひます。大臣の威信にかけてこのような問題に対しては御善処な必要があると思いますが、いかがなものでしょか、ひとつ御所見を承りたいと思ひます。○國務大臣（倉石忠雄君）　ただいまお読み聞けの

ような意見を持つております者のその公述を、私

はまあ承つておりますかられども、私ども

とは考へが非常に違うわけでございます。私ども

は、農業はどこまでもりっぱな一つの産業として育成してまいりたい、こういう考へに立つて農政を推進しておるわけであります。いまのお話しえのよなことは、私どもとしては全く考え方の違う、これは個人的な見解であつたるうと思ひます。が、それにいたしましても、農業総合研究所はやはり技術會議にも関係のあるところでござりますので、よくまた調査研究いたしてみたいと思つております。

○足鹿覺君

大臣みずからがこういう公聴会の記録を目を通しておられるとは思ひませんので、や

はりこの技術會議の所管しておるものの中に、こ

ういう総合研究所が見解を持つておる、総合研究

所としてのまとまつた意見かどうか知りません

が、少なくとも参議院の公聴会で堂々と述べる

ことは、各全国にまたがつております試験研究所

等を統括いたしまして、それに専門家たちの委員

をお願いをいたしまして、そうして技術の開発に

会議は、各全国にまたがつております試験研究所

等を統括いたしまして、それに専門家たちの委員

をお願いをいたしまして、そうして技術の開発に

努力してきているところでございます。この運

営につきましても、私どもは現状をもつて満足い

たしておるわけではございませんので、さらに當

事者ともよく相談をいたしまして、何にいたしま

しても、今日の農政における技術研究といふこと

は、最も重要な一つの部門でございますので、そ

の運営について十分に善処してまいりたいと思つております。

それから、いまお話しのありましたようなことにつきましては、どうということでありますか、い

ずれにいたしましても、ただいま御指摘の総合研

究所は、役所としても若干の関係を持つておる

ところでありますので、十分調査をいたして対処い

○足鹿覺君 私がいま言つたことは、大臣はりつぱな見識だという表現をなさいましたが、間違つてないと、まあ大体そういうことについて検討してみる。各方面と、次期農林大臣も間違つてしょうね、大きな業績をあげられるわけですか、ですが、少なくとも今任期中に、聞けば秋ごろにはいろいろと動きもあるやに聞いておりますが、どうですか、おやりになりますか。

○國務大臣(倉石忠雄君) りっぱな御見識だと申し上げてから同感でござりますと言ふと、私の見識もりつぱなようになつていませんから、同感だとは申し上げませんけれども、私はおっしゃることは全くごもっともだと思っておりません。したがつて、このことばかりではありません、私ども省内にもいろいろ改めたいこともありますし、したがつて十分ひとつ各方面の御意見を承つて善処してまいるようにいたしたいと、こ

○足鹿覺君 それでは、まああまりくどくなりますが、農林水産技術会議の問題はいまの御所信で次へ進みます。

今度のこの改正法案は、前国会で政府原案に本委員会が修正を加え、それを政府原案として御提出になつておるんですね。そうなんですね。

○國務大臣(倉石忠雄君) はい。

○足鹿覺君 そうしますとね、私は今後の林野行政といふものと民有林との関係をどうなさるおつもりか伺いたい。林野をはずしたでしよう、地方農林局から。どうなさるつもりですか。

○政府委員(松本守雄君) 前国会で四党共同修正、原案が修正されまして、その結果、林野行政が地方農林局構想から除外をされました。林野行政のこまかい農林行政をさらに推進しなければいけないということで、いまあります林野庁、営林局、營林署、また各都道府県の林務関係組織がございます。そういうものを十分指導いたしまして、万遺憾のないような行政を推進してまいりました、このように考えております。

○足鹿覺君 そなへは私はならないと思うんです。前はあなた方が必要と認めて現在の地方農政局を農林局に改め改革案が出たんでしょう。それがはずされて、そしてそれをまた原案として出される。一体どういう御所存ですか、私にはよくわかりません。矛盾があるんじゃないですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 私どもは民有林の行政というのは、最近の一般的社会情勢の変化によりまして、御存じのような状態であります。そこで、この民有林にも特段の力を入れなければならぬということはかねがね考えておった次第でござります。四十五年度予算などにあたりましても、私どもは林道、造林等に特段的努力をいたしましたのも、そういう立場に立つたわけでございまして、一般の農林省の全体の組織から見ましたならば、やはり地方の農政局にこれを統一いたしまして、さらに農政局が一般の農政についてお世話をすると同じような立場で、民有林のめんどうを見ることが必要であると存じまして、前回そういう立場で法案を提出いたしたわけであります。やつぱり国会の御希望も御意見もございましたので、これは尊重しなければならないことがまず第一に一つ。

もう一つといたしましては、やはりそういう国会内の御意見もありますことにかんがみまして、民有林については特段の力を入れ、造林等をしてまいらなければならぬという考え方は少しも変わつておらないのであります。今回そういう趣旨でこれを分離いたしまして、従来どおり林野庁において農林省としてあんどうを見てまいるという態度にきめたわけでござります。

○足鹿覺君 まあ、そういうお気持ちだろうと思ふんですけれども、それならそれで林野庁そのものに残るわけですから、都道府県を通じて云々とあります。そういう御答弁であります。が、しかしことは、これはもちろんでしょう。が、しかしながら、そのように残るわけですから、都道府県を通じて云々とあります。そこでですね、この民有林を、公有林中心の林政に方向を変えるべきではないか、それならそれが、もう少し具体的にじき申し上げましょ。

○足鹿覺君 そういう抽象的なことでは長官、答弁には私はならないと思うんです。前はあなた方が必要と認めて現在の地方農政局を農林局に改め改革案が出たんでしょう。それがはずされて、そしてそれをまた原案として出される。一体どういう御所存ですか、私にはよくわかりません。矛盾があるんじゃないですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 私どもは民有林の行政というのは、最近の一般的社会情勢の変化によりまして、御存じのような状態であります。そこで、この民有林にも特段の力を入れなければならぬということはかねがね考えておった次第でござります。四十五年度予算などにあたりましても、私どもは林道、造林等に特段的努力をいたしましたのも、そういう立場に立つたわけでございまして、一般の農林省の全体の組織から見ましたならば、やはり地方の農政局にこれを統一いたしまして、さらに農政局が一般の農政についてお世話をすると同じような立場で、民有林のめんどうを見ることが必要であると存じまして、前回そういう立場で法案を提出いたしたわけであります。やつぱり国会の御希望も御意見もございましたので、これは尊重しなければならないことがまず第一に一つ。

もう一つといたしましては、やはりそういう国会内の御意見もありますことにかんがみまして、民有林については特段の力を入れ、造林等をしてまいらなければならぬという考え方は少しも変わつておらないのであります。今回そういう趣旨でこれを分離いたしまして、従来どおり林野庁において農林省としてあんどうを見てまいるという態度にきめたわけでござります。

○足鹿覺君 まあ、そういうお気持ちだろうと思ふんですけれども、それならそれで林野庁そのものに残るわけですから、都道府県を通じて云々とあります。そこでですね、この民有林を、公有林中心の林政に方向を変えるべきではないか、それならそれが、もう少し具体的にじき申し上げましょ。

○足鹿覺君 そういふ抽象的なことでは長官、答弁には私はならないと思うんです。前はあなた方が必要と認めて現在の地方農政局を農林局に改め改革案が出たんでしょう。それがはずされて、そしてそれをまた原案として出される。一体どういう御所存ですか、私にはよくわかりません。矛盾があるんじゃないですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 私どもは民有林の行政というのは、最近の一般的社会情勢の変化によりまして、御存じのような状態であります。そこで、この民有林にも特段の力を入れなければならぬということはかねがね考えておった次第でござります。四十五年度予算などにあたりましても、私どもは林道、造林等に特段的努力をいたしましたのも、そういう立場に立つたわけでございまして、一般の農林省の全体の組織から見ましたならば、やはり地方の農政局にこれを統一いたしまして、さらに農政局が一般の農政についてお世話をすると同じような立場で、民有林のめんどうを見ることが必要であると存じまして、前回そういう立場で法案を提出いたしたわけであります。やつぱり国会の御希望も御意見もございましたので、これは尊重しなければならないことがまず第一に一つ。

もう一つといたしましては、やはりそういう国会内の御意見もありますことにかんがみまして、民有林については特段の力を入れ、造林等をしてまいらなければならぬという考え方は少しも変わつておらないのであります。今回そういう趣旨でこれを分離いたしまして、従来どおり林野庁において農林省としてあんどうを見てまいるという態度にきめたわけでござります。

○足鹿覺君 まあ、そういうお気持ちだろうと思ふんですけれども、それならそれで林野庁そのものに残るわけですから、都道府県を通じて云々とあります。そこでですね、この民有林を、公有林中心の林政に方向を変えるべきではないか、それならそれが、もう少し具体的にじき申し上げましょ。

○足鹿覺君 大臣の答弁よりもあなたのほうがあつたい答弁をする。かわられた当分ですか、うな無理なことを私は、申せとは申せませんが、もう少し具体的にじき申し上げましょ。

現在の外材依存率といふものは年々高まつてい
くばかりですね。これは国有林でまかない切れる
ものではない。民有林にその生産性が高まり、蓄
積が高まれば、外材依存率といふものは減るん
じやないですか。いまのままでいけば、どこまで
外材依存がいくのか、果てしないじやないですか
か。そういう現実を私は踏まえていかれるべきだ
と思うんです。そのためにこういう手を打つと、
こういう考え方を持っておる、地方農政局への移
管は、なるほど国会の意思を尊重してやめにした
けれども、それにかわるべき中心点はこれとこ
れとこれだというようなものでない限りは、おか
しいじやありませんか。ますますいまのまでは
外材依存率は高まつて、くばかりであります。今
後のいわゆる民有林の蓄積といふことが問題にな
ると思います。大きなバルブ会社が大面積をあち
こち買つておる。さらに観光資本が目ぼしいとこ
ろにはどんどん手をつけておる、御存じでしょ
う。そういう点を踏まえて、いわゆる地方の山の
情勢といふものが著しく変わりつつある。そうい
う現実を踏まえ、さらに昨年の国会の修正の点を
考慮されて、いまの大臣の御意向を受けて、どう
具体的に外材輸入の防遏なり、蓄積の増大のため
に、どういう手を打つか、その新しい決意がこれ
に見られない限り、おかしいじやありませんか。
あなたのいまの御答弁では私納得できませんね。

○政府委員(松本守雄君) いまの御質問でござい
ますが、確かに外材依存率は高まつております。
四十四年度の外材輸入の中間推計でござります
が、五〇%にほんとなんなんとしようとしてお
ります。そこで、その依存率を下げるという方向
が、林政の一つの将来の大きな方向でございま
す。一応昭和四十一年に策定をされました森林資
源に関する基本計画、また長期の見通しといふも
のがございますが、それには、昭和九十年度に各
種の施策を推進することによって九〇%ぐらいの
国内自給ができるような姿を持っていかなければ
いけない、持つていいけるだろうということです、そ

の計画が策定されております。
そこでどんな政策をしなければいけないかとい
うことでございますが、その第一は、生産基盤の
整備ということで、林道の開発、推進ということ
が第一にあげられております。それから第二に
は、造林事業の拡充、強化ということでありま
す。それが生産対策の二つの大きな柱でございま
す。そのあと構造対策、またその他の各種の施策
といふものも当然考えていかなければいけない。
そういうことにつきましても、今後さらにその施
策の内容の強化、充実ということに努力をしてま
りたい、このように思っております。

○足鹿麿君 これは大臣、物価対策の面からい
ましても、家賃が高い一つの原因にもなる。外材
の依存率は高くなるわ、大体その山持ちの大山林
地主が売り借り惜しみをしておるのでよ、値上がり
を見越しまして。これに対する手が打たれていた
いということが私は一つの欠陥だと思うのです。
これは物価対策なり、その他の面から見ても、
もつと考えられなければならないはずだと思う。
そういうやはり国有林にはとんど偏重したいまの
林野行政といふものが、民有林を今日まで放任と
いうと語弊がありますが、あまり力がかかるてい
なかつた。そこへ持ってきて、この一つの建築ブー
ムを起こし、足らないから外材を入れる。ます
ます上がるからますます値上がりを予期して、大
地主のいわゆる売り惜しみがつる。これらに対
する規制措置なり強硬な行政指導といふものは何
にもないじやありませんか。そしてさつきも言い
ましたように、大きなバルブ会社は山林を思
いつて買って、そしてあとに造林を進めている。
大きな観光資本は次から次へと、いわゆる今回の
設置法の一部改正の中にある草地試験場設置の適
地等にもどんどん手を伸ばしておられますよ。そ
ういう点で、非常に総合的な林野の活用といふ面が
おくれ、かつ大地主の、大山持ちのいわゆる値上
がりを持つ、売り惜しみといふようなところに對
する対策といふものが私は欠けておると断言して
はばかりません。

要するに山野の開発によつて、新しい農業の展
開のために林野がどういうふうに寄与するのかと
いうことを、私はとくと新しい視点から考え直し
てもらわなければならぬと思う。それと、いわゆ
る大きなバルブ資本や観光資本が山を荒らす、こ
れが国土の保全の面から言いましても危険千万な
ことである。また、山林労働者がほとんど影を没
して、少なくなつてくる。それは山に依存して
おつたら食えないからである。農村よりももつと
山村はひどい。それが今日の過疎現象を来たして
おる。すべて今日の林野行政に押しつけることは
酷りますが、いまの林野庁は国有林を中心の行
政であると言つても、私は弁明の余地はないと思
うのです。新しい視点に立つてどうされる御所存
か。

私は少なくとも森林基本法を制定した際に、私
ども社会党は、國土保全を含めた基本立法を立て
ましたけれども、あなた方の政府の案にわれわれ
の意見を織り込めてもらつて、そして基本法は成
立いたしましたけれども、自來二十年の日子が
たつておりますけれども、今日の民有林対策は遅
々として進んでいないじやありませんか。しかる
にもかかわらず、二年置きに長官がかわり、これ
はまあ柴田さん申しわけないのですけれども、み
んな長官は立候補されるのです、参議院の全国区
に立候補される、そういう先例がある。国政の面
で大いに御協力いただきことはけつこうですけれ
ども、それをとやかく言つておるわけじやありません
よ。あなたも立候補されるかもしませんが、とにかく
もつとくと腰を落ちつけて林野行政と取
り組む段階ぢやないですか。民有林問題、この点
は私は憎まれ口をたたくようありますけれども、
が、とにかくもつと腰を落つてじっくりとやつても
らいたいと思いますが、御所存があれば承つてお
きたいと思います。

○政府委員(松本守雄君) 私就任をいたしました
からまだ数ヶ月でございます。林業関係の行政部
門に携わる者、国有林經營に關係する者、いずれ
もじっくりと腰を落ちつけてこの与えられた仕事

に専念しようという方針で、人事その他も大幅に
その考え方を変えてきております。先ほどお話し
のありました大山林所有者の売り惜しみという点
がございましたが、そういう傾向が見られる
ところが一部には確かにございます。しかし全国的
に押しなべてみますと、必ずしも売り惜しみは全
般、一般的な趨勢ではないではないか。数字で申
し上げますと、人工林で四十一年生以上、これは
伐期に達しておるという山でございますが、四十
一年生以上の山は人工林の全体の面積で七%ぐら
いしかございません。あとは四十年生以下の林で
ございます。したがつて全国的に見ると、まだま
だ伐採までに至らない若い幼齡林が多いという
のが実態でございます。

そこで、ただそういう売り惜しみもなきにしも
あらず、どういう実態になつておるのかというこ
とにつきまして、昭和四十五年度には調査費を要
求をいたしております。これをひとつ森林所有
者ごとに当たつてみようという大規模な調査を進
めるつもりでございます。その結果、この売り惜
しみの実態があるならば、それを是正するような
方策で新しく施策を考えまいりたい。現在も施
業計画制度ということで、売り惜しみをなくすよ
うな施策も現在四十四年度から実施をしておる
ころでございます。自給率の向上、日本民有林業
の發展というものにつきまして、なお全力をもつ
て推進してまいらなければいけない、今後ともそ
のよう努めますつもりでございます。

○足鹿麿君 もう一問で大体林野問題を終わりま
すから、大臣に、後段の点については長官から御
答弁いただくことはちょっと無理だらうと思うの
ですが、この林野の総合活用の問題ですね。私の
手元に、これはもと系統農家の技師をしておりま
した人で、大山のほうへ入植をしておる人が、こ
の間こういう一文を送つてよこしました。これは
京都大学の人々が中心になつて出しております
「農業と経済」というものに載せたものの増刷刷
をとつて、自分の体験を書いたものです。肥育牛
を百十頭、ナシ、カキ園二ヘクタール、水田六十

アール、銅料烟一ペクタールといふ經營の農場主です。これは一文なしで大山へ入つてここまで来たわけなんです。その人が「農政への期待と不満」、「畜産の国策を打ち建てよ」、こういう題で、たつた半ばらのこういう薄いのですが、そこで私は正月その人をたずねたら、泣かんばかりに激励をしたあとでこれをよこして、あとでまた詳しいのを送るというので送つてくれました。鳥取県西伯郡中山町住吉岡崎金治氏ですが、大事な点は、「日本は、少ない平地は水田作にとられ、あとは山地ばかりである。この山地を畜産に活用することを痛感する。すみやかに総合計画を立て、林地と牧野に区分けして、悪い条件のところは肉牛、よい条件のところは乳牛にあてるべきである。まずモデル農場をつくり、そこで人材を実際に養成する」云々ということで、長期低利の融資等をよこせと、こういうことを言つておりますが、特にこの間この人は自費でヨーロッパを回ってきたようです。山地の利用法はイスのように自然を利用する方法、肉牛放牧はフランスのシャローラー牛の飼い方、悪い草地でも可能である、農協經營法はデンマークのようく規模拡大を主眼とする農場制度を見習うべきである。最後に、「イスの山地利用の徹底ぶり、西ドイツの不良土壤の開拓の手厚い保護施策、オランダの干拓入植政策等、どこの政府も、基本的な国策として長年月をかけ、徹底した施策を実施しているのを国は素直に認めて勇氣ある英断を切望する。」という、こういうきわめて簡単なものでありますけれども、まさにそのものがたりだらうと思うのですね。

その人が一文なしからここまで築いた、そしてその蓄積の中からヨーロッパを歩いてみて、いかにわが国の林野の総合活用ということをおくれておるかということを示しておりまして、私は非常に心打たれたわけであります。そういう面について、今度草地試験場を設けられることもけつこうでありますし、私どもは何ら異論はありません。ありませんが、少なくとも今後国有林の活用法案を異常な執着を与党の諸君は持つておられるよう

ありますけれども、私はそれだけの熱意を持たれるならば、民有林に依存しておる地域はあの法案が関係ありません、そうなんです。ですから國有、民有を問わず、いま述べたようなこういうほんとうの大自然の声を聞いて、総合活用をはかられなければ、今後の新しい日本の農業の開発といふもののはできないじゃないでしょうか。いたずらに林地に固執をするということでもいけませんし、また、いたずらにこれを伐採をするだけでもいけませんが、新しい一つの視点があるのですな、いか、これは当然のことでありますけれども、この際、林野庁のあり方は、もつと姿勢を変えてもらいたいということと、総合的ないわゆる農政の期待と不満を持つておる率直ないまの声について、私は愚論を述べるよりも、この一文がよくあらわしておると思いますので、総合開発に対する勇断ある施策が必要だと思いますが、林野との關係において大臣の御所見を承りたい。

○國務大臣（倉石忠雄君）　ただいまお話しのございましたよな考え方というものは、私どもも非常に賛成でございます。農林省でも数年前から國有林野の中であります、最初四カ所ほど、二百五十頭ぐらいの肉牛を放牧いたしまして、だんだんいよいよ十カ所になつて、今は十カ所になつて、これなどはたいへん地方においても評判のよろしいものであります、御存じのように、民有林、ことに里山付近は薪炭材が、もう山の農家でも薪炭といふものはあまり使わなくななりまして、切りつ放しで放置してある面積がかなりござります。そういうところについて、林業として適地であるところ、あるいはまた草地造成等をして酪農、肉牛等に転換しておるといふ適地もございましょう。そういうよなことで、私どもは、先ほどもちょっと申し上げましたように、林道、造林等の予算について、四十五年度の予算編成にはいたへん努力をいたしまして、予算を獲得いたしましたよな次第であります、それはいまお読みになりましたよな趣旨と私どもは全く同じ考え方にしておるわけでありまして、したがつて、民

有林で草地を造成して肉牛、酪農等に進出をいたしたいという方面につきましては、できるだけの努力を政府はいたしてまいりたいと思っております。それからまた、このごろはいろいろなレジヤーの関係等で、自然を愛好する人種が非常にふえてしまいまして、そういうようなことなども、健康的な、健全なそういう地域を活用していただくために、そういったような方面にも、むしろわれわれが積極的に努力すべきではないか、このように思つておりますので、森林それ 자체のことはもちろんのことであります、その地域の活用につきましては、私ども特に民有林を含めて大いに力を入れなければならぬ、と実は考へておる、そういう方針で進みたいと思つておる次第でござります。

○委員長（西村尚治君） 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時十三分休憩

午後一時四十八分開会

○委員長（西村尚治君） ただいまから内閣委員会を開いたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御發言を願います。

○足鹿覺君 次に、熱帶農業研究所、まあこれから熱研と言つていただきますが、これについてお尋ねをいたしますが、後進国に対する技術援助は、その目的は、後進国の解放、有効需要の開發、そういう見地からなされなければならぬと思ひます。最近大資本の海外進出が盛んであるようですが、特にこれは通産関係に多いようですが、この農業関係につきましても、技術開発、あるいはこれに関連する各種の開発事業が進められておると聞いておりますが、技術開発は、機械プラントの輸出をまず先頭にいたしまして、安い農産物をわりに一手に輸入して一もうけしよ、こういう機械メーカーや貿易資本の進出が盛

んになり、その目的の立場を守る限り、私どもは、これは現地住民の人々の立場よりも、むしろ資本の植民地支配、こういう形に通すると思うのです。したがつて今度の熱研のほんとうの趣旨は、かかる後進国の収奪に通ずるようなものであつてはならず、熱研の眞の目的は、後進国農民の解放、生活の向上、社会福祉を充実していく、社会資本の形成に寄与していく、そういうものでなければならぬと思いますが、えてして、いわゆる開発輸入方式の手段に供されがちであります。が、熱研がその手段に利用されないという確信と保証が、私どもがいままで聞いた説明では得られないような一種の不安を持っておりますが、最近日本の東南アジアにおける評判は必ずしもよくないというときもありますし、このたびの熱研が、眞の目的を達成していくことをわれわれは何ら妨げる意思はございません。そういう点において、大臣のこの際、熱研に対するわれわれの持つ不安や、また現地が持つ警戒心に対し、特段の配慮なり御所見があつてしまふべきではないか、かのように思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 開発途上国、ことだわが国に接近しております東南アジアの地域の農業、それぞれ国によつて事情は違つておりますけれども、御存じのように、まず第一には、一番大きなものは農産物でございます。そこで私ども近接しております各地域の産業の状態、それから生活水準の状態等を考えてみますと、やはりこれらの人々にできるだけ経済安定をさせ、そうしてアジアが平和になるように、ひいては世界の平和がもたらされるよう技術的な協力をすると、ことは、わが国に課せられたる使命であると、このように政府は理解をいたしておるわけあります。したがつて、農業問題等につきましても、從来も農林省はそれらの国の依頼に応じて技術的に指導、協力をいたしておりますけれども、だんだんとそれらの国々がやはりプロジェクトのようなものへの待望するようになつてきておることは、御承知のことおりでありますが、私どもいま前段に申し

上げましたような趣旨で農業開発の技術を指導し
よう、協力しようといふのでありますので、そこ
から出てくる農産物につきまして、わが国の農産
物と競合するようなものについて、われわれが力
を入れるということはいたさないわけでありま
す。しかしあ多くの国々で、やはりわれわれと同じ
ように、米を中心とする食糧といたしておる国々が多く
いわけであります。わが国の米の状況から見まし
ても、そういうことについて、逆にわれわれと競
合するようなことを私どもはいたすはずはないわ
けであります。

○足鹿覺君　そういう御趣旨であることは私ども信じておるわけでありますけれども、先ほど申し上げましたように、総合商社を軸としまして、民間資本による開発輸入が通産関係には著しく見られるわけなんです。いまも大臣が言われましたように、国内農畜産業と競合するようなものについてはやる意思はない、こういうことでありますけれども、必ずしも民間資本はそういうことは、利潤の前にはあまり念頭に置かないこともあるでしょう。したがって、日本農業に将来大きな脅威を与えるような事態を私どもはおそれておるのであります。

が、東南アジアの地域でジャボニカをつくることは不可能ではないと、そういうふうにお答え申し上げたわけでございます。たとえばタイの北部のチエンマイというような地帯でございますと、ジャボニカを全くつくれないかというと、そういうことはないであろう。しかしこれまで中国以外の地域でジャボニカをつくったという、そういう経験もわれわれたくさん持っておりますんで、正確な点につきましてはお答えをしかねるわけでございますが、決して技術的に不可能ということはないと思います。

すから、東南アジアではやはりほんとインリカというのが将来もつくられていくであろう、そういうふうに考えるわけでございまして、現在食糧がだいぶ前よりは好転をしたと申しますけれども、やはり東南アジアの食糧事情というのは、決して良好だとはわれわれは判断ができないわけでございまして、その国内の自給率を上げていくためには、やはり、インリカを中心的に増産をする品質のいいものをつくるという前に、やはり量的な増産ということを、われわれはそのインリカのみづくりに対しまして、われわれの持つておる技術でもって指導いたしたいわけでございますが、後ほど技術会議の局長からお答えがあると思いますけれども、少なくともわれわれは、インリカの米につきましては、ジャボニカほど知見を持つておりますが、御承知のように、インリカにつきましても

Digitized by srujanika@gmail.com

す。

○足鹿彌君 まあインリカを中心になさるということで、現地の声も、また求めておるものもそれだということであれば、私は別に、あなた方技術者でありますから、技術者には二三はまさかないと思うんです。ジャボニカに変わつたり何かするということは私はないと、あなた方に関する限りは。ただ商社系の者が向こうでジャボニカ系のものを開発し、それを栽培し、普及し、輸入を考えたとしても、これは政府が差しとめたり制止したりするその権限はない、ということどころに一つの問題点が残ると思うのです。だから熟研そのものに、私はいまの御答弁によつて、その線を堅持してやられることによつて、何か間違いは起きたないと、こういうふうに思いますが、大臣、そのいま後者のほうですね、商社がインリカでなしにジャボニカ系のもの、あるいは内地の特別の品種を入れて、向こうで自分でつくつて普及して、これを見返りに入れられるということになりますと、これは一つの脅威になる。これは熟研そのものではないですけれども、これに関連して、そういう点についての、いま食管制度を堅持をしばしば言明されてまいりました農林大臣としては、そういうものがかりにできたとしても、これの輸入許可等については断固たる態度をとられますか。

別調査研究が行なわれたと聞いております。自來機械や農業や肥料や、その他通産省所管のものは相當進んでおるようですね。まあ直接関係ありませんから、きょうはそれについては省略いたしますが、相當なものですね。相当大きな額です。これを一々申し上げることは省略いたしますが、農業関係だけにしぼって伺って伺つてみますが、私の資料によりますと、三菱商事がインドネシア、南ボルネオ方面に約二十万ヘクタールの水田をつくることを大体考へておる。タイはでん粉の開発、丸紅飯田はインドネシアで油脂作物に手をつけている。住友商事はインドネシアでジャカルタ・カルピン社と共同で本田の開発を約十万ヘクタール。石原産業グループがインドネシアで大豆と米の開発、三井物産がインドネシアでマイロと米、米は大体三千ヘクタール程度の試験田を設けておるようで、あと三井物産、三菱商事、丸紅飯田、伊藤忠、日綿工業、住友商事など共同六社で、イランのギヤラン地区で一万ヘクタールの米の開発、同じくイランのテス地区では三十万ヘクタールの果樹、小麦、牧草というものに手をつけようとしているという情報を得ておるわけであります。

そこでその真偽等は私どもは確かめる手段がございません。現在海外経済協力基金関係の融資関係から見た実績は、いま私が述べたものは、自分でやつておる場合もありましょうし、この基金融資関係を活用しておる向きもあると思われます。そこでその関係についての政府が得ておる情報なり資料、どういう状態にあるか、農業関係の状況をひとつ伺いたい。

○政府委員(小暮光美君) ただいまお述べになりました中に、私どもの調査には出ておらないお話をあつてございまして、これらのは、まだ政府関係の金融を受けようという意図がないか、あるいはその準備が整わないと云ふことであるうかと思いますが、役所のほうには、海外経済協力基金の融資を受ける希望のもとに将来の計畫を含めて若干の報告を求めております。

その概略を申し上げますと、商社の名前はひと

つ、実施中の場合は別といたしまして、計画中のものは、企業のある程度の秘密といったような意味合いもございましょうし、役所の調査活動に今後も協力させたいという気持ちもございますので、名前をあげないということを御了承いただきたく思います。

まずA社のグループでは、現に実施しておりますのはインドネシア関係で、スマトラ中部のメーズの開発事業、それから西イリアンのエビの開発事業、それからスマトラのエビトロール漁業といったようなものがございます。また同じA社が森林開発関係で中部カリマンタン、南部カリマンタン、中部スマトラ等で各種の森林開発の事業をやっております。それからこのグループでの、全くのまだ計画中でございますが、インドネシアで落花生を栽培して、契約に基づいて全量買い上げということができるかということを検討中であるというふうに聞いております。

それからB社のグループでございますが、これはインドネシアの関係では、やはり南部カリマンタンの森林開発事業、あるいはスラウェシというところのメーズ開発事業というものが実施されております。そのほかにB社のグループではインドネシア政府の食糧増産計画、これに協力いたしました。これら肥料、農薬等を輸出いたします際に、現地でその代金を一部返すべきにいたしまして、インドネシア側の食糧増産計画の中で、これを増産した結果で返すというふうな形の仕組みになつております。これらのものに協力しておる例は、このB社のグループがございます。その他やはりエビの開発事業、あるいは合板、チップといったような木材関係のものがございます。C社の関係グループでは、これはすべてインドネシアでございますが、農業開発につきましてはソルガム——コーリヤンのたぐいでございますが、これの開発を実施しているのがございます。それ以外はすべて計画中でございますが、やはり森林関係とエビということでございます。

あと一々全部申し上げますと時間がかかります

が、大体各商社のグループごとにさつと見まして、一番多いのがやはり森林開発、それからエビの開発輸入、あるいはえさとしてのトウモロコシ関係——メーズの開発といったようなものを計画しておるもののが数としては最も多く、ほかに特殊の例として、たとえば沖縄で落花生を栽培したい、あるいはインドネシアでソバを栽培したいといったようなものが小規模ですがございます。全体としては、いま申し上げましたように、そのほかに漁業関係の計画が若干ございますが、森林開発、漁業開発、それからえさ用のトウモロコシあるいはその他の若干の雑穀、それからエビ、こういったものがこれまで海外経済協力基金の融資を今後において希望するという形で、目下いろいろ民間において計画中のものの概略でござります。

委員につきましては、連合会ごとに地区を幾つか割りまして、その地区ごとから選ばれた代表者をもって推薦会議を構成するという形になつておるわけでございます。そのような推薦会議でだれを推薦するかということを決定いたしまして、その案を会長が聞きまして、それによつて選任をする、こういう方法をとつておるわけであります。それから、もちろん選挙によります場合には、そういうことでなしに、これは立候補者がありますして、それについて選舉するという方法をとつておるわけでありますが、したがいまして、いまおっしゃいました点は、結局選挙によるか、選任によるかということと関連するわけでございますが、役員の選出方法をいたしまして、選挙がいいか、選任がいいかという問題が一つあるうかと思ひます。が、選任制を現在とつておるわけでございまが、役員の選出方法をいたしまして、選挙がいいか、選任がいいかという問題が一つあるうかと思ひます。が、選任制を現在とつておるわけでございまが、その選任制でまいります場合には、現在の推薦会議のような方法をとることのほうが、むしろりつばな役員を選ぶという意味から適当のではないかうかということでこういう制度をとつておるわけであります。

ね、者をもつて構成する会議、つまり地区組合長会議において推薦し、その者について議案を作成して提出しなければならない。こういう持つて回った、事實上は単協の場合ではこの届け出をさせておきながら自由投票を認めさせる。今度は県連の場合は、立候補はさせない。この地区的推薦会議で議案を作成して提出をさせる。全く首尾貫しないやり方をとっている。これは実際の運用に当たつた者でないとわかりません。全く不合理もはなはだしい指導をやっているのです。これは、私は模範定款例がよほど以前にできたものだろうと思います。今日の時代には即応しません。合併が行なわれまして、推薦会議を持つといたしますと、たとえば十五町村の合併農協から一人出てきます。他の未合併地域から、旧村地域の小単協からたくさん出てきて、合併農協、政府の方針に従つて合併した農協は一、片一方はたくさんおられますから、いつでも合併農協があるいを受けれる、こういうことになつておるので、現状は。これは今度の農協法の改正で、いわゆる一組合一票主義というものが、国際農業協同組合同盟の原則も変わつたこともあり、複数制が認められたということは、私はいいことだと思いますが、それでもなお現実には合わないので。これはこの模範定款例を改められないと、それだけでなく農協といふものに対しても風当たりが強くなつてきておる、また農協もつかりやらなければならぬというときに、こういう、役員の自由な意思によつて立候補することを事實上できないよう、県連では縛り上げていく。私はこれはおかしいと思う。単協の場合は、逆に立候補させながら、だれが出るのかわからぬような定款例を指導している。おかしいじゃないかと思うのです。この点について大臣、いかがでしようか。こういふことは、法律ではありませんし、すみやかに是正されしかるべきだと思いますが、いかがですか。

ますが、先ほど申し落とした点がございますが、先生おっしゃいますように、制度といたしましては、実はわれわれも、実態は別としまして、わざわざが指導いたしております複数定款例では、制度的には組合と連合会は同じでございます。そこで、方法といたしましては、組合も連合会も、選挙によるか選任によるかは定款で定める、これは組合なり連合会の定款で、選挙の方法によるか、選任の方法によるかは定款で定める、選挙によるか選任によるかは定款で定めます。したがって、いまして、組合の場合につきましても、選任という方法がございますと同時に、連合会の場合につきましても選挙制によるということを総会で決定すれば、選挙という方法をとるわけでございます。ただ連合会の場合は、実際問題といたしまして選任制によっているのがほとんどであろうというふうには考えておりますが、制度的にはそういうふうになつておるわけでございます。

○足鹿彌君 それが私はおかしいというのですか、わからぬですかね。そういう指導がおかしいと言つておるんですよ。とにかく自由だのに――それは各連合会が、おのおのが適当な選挙規定を設けることは、それは自由でしようけれども、あなた方がこういう模範定款制を示しておられるから、全部それでいいでございます。そうすると、実際の運用がどうなるかというと、合併した大単協も一でしょ、あと地区から出てくるのは、未合併の連中が一ぱい出てくると、全然相撲にならないということなんです。政府の方針を尊重して、三年も五年も前から合併して苦労しておる者がばかりを見るということなんです。連合会の運用権は、その政府の方針をまだ尊重せずに、未合併であるところが、結局推薦権においては多數の力で押えてしまうという結果になつておるんですよ。あなた、そういう事実知つていないのでしょうか。こういう矛盾をやつておりますから、特に非民主的な運営になるといふのですよ。大単協は得るものはありません。要するに、そういう県連の意思決定機関へは、大単協になればならないですか。こういう矛盾をやつておりますが、

るほど出にくくなる。今度の複数制などでは解決がつきません。これはお改めにならなければならぬと私は思います。

それから単協の場合は、立候補して、定員数であれば、これは無投票にすべきですよ。何ですか、一体、届け出をさせておいて、定員一ぱいだの投票させる。だからこれはやみ討ちを食わせることができます。現にそういう事実があるんですよ。ですから、こういう定款例の指導を十年一日のごとく守つておられて、そしてその大単協の投票権を二個以上なんというようなことでは現実に合わないのですよ。これは大臣ね、私は無理なことを言つております。現実的な運用が私はなつておらぬと思うのです。ぜひ模範定款例の再検討をして、実情に即応するようにも民主的に御考慮を願いたいと思いますが、いかがですか。

○國務大臣（倉石忠雄君） 農協にわれわれが期待する役割りがだんだん大きくなるわけでありまして、農協運営はしっかりとやらなければならないかもしれません。ことに、御存じのように合併が一応行なわれまして、なお合併を希望しておる単協がかなり多いようです。そういうやさきでありますので、ただいま御指摘のよなことは、私は実はつまびらかにいたしておりますんでしたけれども、御指摘がございましたので、部内で十分検討いたしまして善処いたしたいと思ひます。

○足鹿覺君 法案と直接関係のないことでも恐縮ですけれども、非常に大事な点であります。あなた方が農協とすべて協力関係を結んでいかれるいまの姿勢ですからね、根本の姿勢につながるので、近く政令改正も行なわれますので、これはぜひやり直していただきたいと思っております。ぜひ御善処をいただきたい。

もう一点は、各単協は——私のところは四千六百ほどの十五ヵ町村の合併地域であります。総代会で、約四百人の総代会でやつております。三年に一べんは総会を開くということになりますて、とてもたいへんですが、その総会を開けといふ要請もあって、いま準備をいたしております

が、私は総会に越したことはないと思う。しかし
この総代会たるや、四百人からの各地区の総代が
出てきて、いわゆる単協の執行部というものはこ
の総代会において追及を受けるわけです。いわゆ
る組合員の審判を受けるわけです。そこで各項目
別に全部事前に要望や注意事項を聞き、そうして
地区総代協議会というものを聞いて、そこから吸
い上げたものを事業計画に反映をさせて、そうち
てその総会でやつてもなおなかなか議論があつ
て、総会の乗り切りというものは容易じやない。
そういうものなんですね。ところが県段階と中央
段階といふものは、大臣ね、県連を構成している
四、五十の組合長会議即総会なんですね。ですか
ら、はなはだしきに至っては、ある連合会とある
連合会の二つの総会を午前と午後にやつけてし
まう。こういう事例もあるんですね。そこで組合
員の総会を結集するということはなかなかできま
せんから、農協大会というものを聞くわけです。
その農協大会といふものは、定款、農協法、何に
も根拠がない。

そこで、これは私の県の恥を申し上げることに
なつて、私は実際言うことをちゅうちょしたわけ
ですけれども、ひとつ改正のために、改革をして
いくためには、どうしても私は言わなければなら
ぬと思ってるので申し上げますが、二、三年前
の鳥取県の農協の大会で、いわゆるコンピュ
ーターの導入ということを中央会が提案した。この
ときは役員会で検討するということで、異議なし
異議なしということで、まあお祭りみたいなこと
ですからね。表彰式やつたり、いろんなことをし
て、これも形式化しておりますから。そこでいよい
よコンピューターを導入して、電電公社と契約
結んでやつたら三億五千万、来年の三月いよいよ
実施ということになつて、一方的にずんずん進
んでいる。ところが大事な県連の経済連とか、信連
も共済連もみんな反対なんです。いわんや単協は
反対せざるを得ない。一農家当たり八千円かかる
のです。この間も私は予算分科会で、いわゆるコ
ンピューターを導入していく、これが一般に普及

していくということはけっこうですけれども、こんなに高いことは、回線のいわゆる電電公社独占からきているんだと、したがってこの回線数をもつとあやし、その回数使用料を下げなければ、とてもこれはたいへんな負担をしいることになる。しかも鳥取県のような小さなところでそういうことを思いついいた。ただし、農協大会の決定をいわゆるにしきの御旗に責められると、結局押されてしまうにもなるし、抵抗もあるしするので、片方、電電公社からは契約履行を迫られる。

そう思う。そう言わざるを得ない。私自身が農協の運営にあたって過去いろんな経験も積み、現在も関心を深く持っておりますので、大臣は事を運ぶに非常に農協の意思ということを大事に取り扱っておられますから申せるわけですが、こういう形の中からほんとうの農民の、生きたままの声が中央につながっていくことには、なかなかないのではないか。その点は私は大会の制度化、あるいはこれにかかるべき組合員の総意が事業計画や收支予定の中に織り込まれるような、いわゆるお祭りであつたり、あるいは一時間や二時間の県連の総会で事が足りるような、そういう安易なあり方と、いうものは私は間違いでないか。私が理事者になつても、私は一日でも二日でも、論議の対象になつて、お互いがほんとうに真剣に対議をしていくことにおいて、初めて農協に魂も入り、根性は商社であつても、魂はいわゆる農民の魂において仕事が運ぶのではない。どうもいまの運用状況を見ておりますと、私はここらで、農協法それ自体の改正はそうたびたびできぬでしようが、運用の面で考えることがありますし、来たるべき機会にはぜひそういう面について御検討をわざわざしたい。そうして、農協がほんとうの農民からたよりになる農協として再生していかなければならぬ、こういうふうに思います。

旨に基づきまして、組合員の事業運営を刷新し、それからして、とかく定型化に陥りやすい事業の運営方法を、組合員の需要に即応するよう改善していくかなければならないと、その必要性を痛感されています次第でございます。

これらの点につきましては、ただいまもるる事情について御指摘がございましたので、私としては、農協の運営等について、先ほどのお話をも含めて、善処をいたすようにいたしたいと思つております。

○足鹿覺君 よく御了承いただきましたので、ひとつ御善処をいただきたい、早急にひとつ御善処をいただきたい。

もう大臣のお時間が迫つてゐるそうでありますから、一点だけ申し上げて終わります。

去る四月十三日の予算第三分科会におきましたのも問題になりましたが、食糧庁の食糧行政の弛緩化の問題であります。相次ぐ食糧庁の出先にかんばらうからない事態が続出しております。これについては厳重に自己批判をされ、反省をされておるようですが、あとを断たないことを非常に遺憾に思います。一々あげつらうこと避けますが、加工業者への流出来を払い下げる問題、いま一つの問題は、東京食糧事務所の別館に米穀業者が十八社から一人ずつ常駐をし、情報が筒抜けに二十一年間なつておったと言われる話ですね。話にしては私は実に真実とするならばまことに遺憾千万だと思う。もち米がこれだけ足らないときに増ワクしてこれを横流しする事件、これら一つはみな私は長年のあがが食糧行政にたまつて、そしていまや食管制度がかなえの軽重を問われ、食管堅持は消費者も農民もかかってこれに期待をしているときには、このような事態が解決されないといたしますならば、国民の信頼は食管制度から失われていくに相違ありません。

そこで私が大臣に申し上げたいことは、真実かどうか知りませんが、機構と人事等に停滞があるのではないか、ある週刊誌によりますと、係長以下の下の者がやつと係長になつて六万円前後の給

わっていく、いつまでたってもうだつが上がるが、給料、待遇はよくない。そこへ誘惑の手が伸びてくる。こういふことは、これは週刊誌のみならず、あり得ることではないか、こういう点で私はあなた方の責任を追及するということよりも、食管制度が大事なんです。この食管制度がこのような点からくずれると、どううな、国民の信を失われるようなことになつたら、きわめてこれは遺憾になることになると思いますので、そういう点において突っ込んだ対策をお考えになつておると思ひます。この点についてくどくは申し上げません。いかように今日まで、これは警察当局が調べておるから何も言えないと、予算委員会での森本さんの御答弁であります。それはそれとして、今後の処正、弛緩を引き締め、処正を行なわれ、食管制度に対する国民の信頼を失われるようなことのないようにしていただきたいと思ひます。この点についての御決意を承つておきたいと思ひます。

われわれがしつかりした態度をとらなければならぬのではないかと、このようにいま部内を引き締めておるところであります。なお、今後とも十分検討いたしまして、国民に対して申しわけないことがありますので、十分戒心いたしてやってまいりたい。こういう決意でございます。

○足鹿覺君　いま御決意のほどを承りましたので、これ以上は申し上げません。もう時間もございませんし、あとまだ二、三ありますから、別の機会に譲りまして、私の質問はこれできょうは打ち切りたいと思います。

○委員長(西村尚治君)　本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

○委員長(西村尚治君)　次に、許可、認可等の整理に関する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○峯山昭範君　さきの委員会より続きまして、行政改革の問題につきまして、一、三質問をしたいと思います。

まして、国家行政組織法等検討協議会を昭和四十四年の八月六日の行革本部の決定によつて決定いたしております。この協議会は、構成員は内閣官房の内閣審議室長、法制局の第一部長、同総務主幹、それから内閣総理大臣の官房の総務課長、それから私、行政管理局長と、行政管理局の審議官及び大蔵省の主計局長、これだけは構成員としたしております。八月二十八日に設置を決定いたします。集まりを開いて検討いたしましたおもな点は、行政機関の調整、企画、機能を所掌する組織がどうあるべきか、これは具体的に申しますと、たとえば事務次官補を設置するというような、各省の予算要求の際の要求にも出ておりまして、それに対してどういうふうな考え方をしていくか、臨調答申にもこういう趣旨のことが載つております。これに対してもう一方をすると、あれは合議制機関についての考え方、行政委員会といふものは戦後であります。それをどういう考え方をするか、また、行政委員会の中にも

またよううに、構成メンバーが、それぞれどんな考え方を持つているかということをフリーに意見を交換するという委員会でございまして、これからだんだんとそういう点につきましてのまとめをしていくと、いうような考え方をいたしております。以上、概略説明申し上げました。

○**峯山昭範君**　きのうの新聞によりますと、これは国家行政組織法の検討にあたって、大臣の写真つきです、いぶん載っているわけですねけれども、問題点一点だけ申し上げておきたいのであります。が、先般、総定員法によりまして定員が法律できまっておつたのが、いわゆる政令で認められるよう一括されたわけですね。それに統いて、今度は国家行政組織法の改正で、機構の問題が改正になつて、そして機構がまた総まとめにばんと政令でされるようになるんじやないかという危惧があるわけです。いまのお話の中には出てこなかつたのですけれども、新聞の中でも、いわゆる国会の審議に一々かけていては非能率である。したがつて、行政改革を進める上で不都合だから、どうしてもこういうことをしなければいけないじやないか、そういうような意味のことにして書かれているわけですからどもね。そういうことになると、これは要するに国会の審議権の軽視ということにも私はなるんじやないか。もう定員のほうはなくなり、機構のほうはなくなりすると、内閣委員会の存在すら問題になつてくる。そういう点から言ふと、私はこういう点には十分留意して、いわゆる行政管理庁がこの組織法の改正の中心になつてやつていらっしゃるわけですから、この点については十分留意してやつていただきなればいけないじやないか。またこれはこういうふうにおつしやつたのかどうか私わかりませんけれども、実際にその新聞の最後のほうには、黒木次官はきょう来ておりませんが、次官は、自民党は三百ほど議席があるからゆとりあるままと書いておりましがれども、こんなことを言うわけないと思うのですが、もし言つたとすると、非常に私はたいへんなどと思うんですよ。そういうような意味で、私

で、どういうぐあいにするかという方針は、基本的なものは私はもう現在の時点ではできていなければいけない。それだければ続いてのいわゆる許認可の整理というものはできないのじやないか、こういうぐあいに思うのですが、この点いかがでしよう。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 安西委員の激励のことばは激励のことばとして受けとめております。そこで、三々年に許認可を整理するという年次割り、さつき御報告申し上げましたように、第三年度分が残っておりますが、これはぜひとも次の通常国会に間に合わせたいという含みのもとに検討を加えております。

それから新規の詰詰め事項については、これだけいつかもお答えしたようになりますが、行政組織法の検討を加える課題の一つに、行政管理庁に許認可の新設のときにチェックする機能を与えるかどうかということの検討を加えたいと思っております。そのことがはつきりしませんと、お約束を申し上げることはできません。お約束を申し上げることができないという意味は、話し合いで事前にチェックする機会を持つことができるかどうかということにまかされる意味合いにおいて不確実でございます。確実に事前検討をすることができるという機能を与えるかどうか、適当かどうかとすることを検討を加えつつあるところであります。いまいろいろ答弁ございましたけれども、

一部を除いて、行政改革の三ヵ年計画の内容については案外かけ声だけで終わっているんじゃないかと、そういうふうに私思ひますがね、この辺のところはどうですかね、まず第一点。それから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、この機構改革の面も、実は総定員法がきまつて、この機構の問題についてのいわゆる行政改革というか、そういう面は全然進んでいないんじゃないのか、こういうふうに思ひます。初めにその二点について答弁をお願いします。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

第一点につきましては、御指摘のとおり行政監理委員会が指摘しております事項につきまして、その大部分が実施されているということにはなりませんが、たとえば地方支分部局の整理簡素化の一部、あるいは行政事務の地方委譲、あるいは補助金の整理、あるいは交通安全行政の改善というような点では、行政監理委員会の指摘のありました分につきまして、行革三年計画にこれを実施いたしているわけでございます。また、内閣機能の強化、あるいは保険料徴収事務の一元化というような点につきましても、これは検討事項として、この趣旨に沿つて検討をしている次第でございます。

○峯山昭範君 いまの検討事項、私は検討事項というものが一番問題だと思うんです。この検討事項がやはり私たち国民の生活にも、一番密接に関係もありますし、行政改革の一一番ボーリントになる点じゃないかと思うんです。いわゆる検討事項でござって、できそうな分を初めて実施事項にしちゃつたわけですから、検討事項の中においても私は重大な問題が含まれていると、こういふぐあいに思ひますけどね。先ほども一番初めにちょっとと話がありましたがけれども、いずれにしましても、この検討事項について、実際問題、どうじやないかと思うんですがね、この点どうでしよう。

一部を除いて、行政改革の三ヵ年計画の内容ですね、実際、国民の生活に直接関係のある問題については案外かけ声だけで終わっているんじゃないのかと、そういうぐあいに私思ふんですがね、この辺のところはどうですかね、まず第一点。それから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、この機構改革の面も、実は総員法がきまつて、この機構の問題についてのいわゆる行政改革といふか、そういう面は全然進んでいないんじゃないのか、こういうぐあいに思うんです。初めにその今までの二点について答弁をお願いします。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

第一点につきましては、御指摘のとおり行政監

○政府委員(河合三良君) 検討事項につきましては、個々の事項につきまして簡単に御説明申し上げますと、検討事項の第一点は、行政機構の簡素化合理化でございまして、その中の第一といたしまして、内閣及び総理府の機能の強化という項目が載っております。これにつきましては從来、御承知だと思いますが、内閣補佐官という考え方を検討いたしておりましたが、現在の段階におきましては、当面はこれは内閣の総理大臣官房に内閣の管理室というものを置きましたて、従来の内閣審議室の行なつております事務を純化させるために管理室を置きましたて事務を分担させるということになりましたて、内閣機能の強化の第一歩というふうに考えております。

それから、国家行政組織法等の再検討につきましては、これは先ほど申しましたように、国家行政組織法検討協議会を中心といたしまして現在検討中でございまして、大臣から申し上げましたように、次期通常国会に提案いたすことを目指して検討を進めている次第でございます。

それから第三の政府企業の経営の効率化でございますが、これにつきましては、国有林野、郵政につきましての経営の効率化につきまして、それぞれ現在関係省庁で検討中でございまして、国有林野についてはこれは現在の林野行政の効率化のみならず、さらにこの現在の經營形態 자체につきまして、どういう方向を持っていくべきかということにつきましても関係各省庁において検討をされております。郵政につきましては、御承知のように郵政審議会で郵政の公社化につきましての答申が出ておりまして、その答申を現在郵政省において検討しているところでございます。

地方事務官制度の廃止につきましては、これは運輸省関係、労働省関係の二種類の地方事務官について、それぞれ関係三大臣の覚え書きが作成されておりまして、この覚え書きの趣旨に基づきまして、現在関係省庁で検討をしているところでございます。

に載せましたもののほか、法務局の出張所でありますとか、あるいは国立病院、国立療養所、あるいは郵政省の地方支分部局等につきまして、その簡素合理化につきまして現在各省庁で検討中でございます。

第二の電子計算機の利用につきましては、これは行政管理庁が中心になりまして、四十三年の八月の閣議決定に基づきまして、行政管理庁が各省庁のお世話役という形で各省庁の中の共通的項目、具体的に申しますと、各省庁間のシステムの共通化の方法でございますとか、あるいは各省庁間の電子計算機利用に関するまち中継センターのようなものを作つて、これの効率化をはかつたらどうかというようなことにつきまして具体的な検討に入つてあるところでございます。

事務の民間委託につきましては、これはそれぞれ閣議決定していただきました一次、二次の計画に掲げましたような単純労務でございますとか、あるいは計算業務とかにつきまして、それぞれ各省庁で事務の民間委託の方向で検討していただきておりますし、四十五年度予算査定の際にも、この趣旨に基づきまして、民間委託できるものは民間委託に移していくということで実施に入つている面もございます。

共管、競合行政については、労働省関係の保険料の徴収の一元化につきましては、これは労働省につきましては前国会におきましても保険料の徴収の一元化の法律を成立させていただいておりまして、なお労働保険と厚生保険の徴収の一元化につきましては、現在その方向に基づきまして検討を進めているところでございます。

概略申しまして以上のような点でございます。

○峯山昭範君 そうすると、いまいろいろお話をございましたけれども、すべて検討しているとか、いま答申を待っているとか、いろいろあるわけですね。ということは、実施に移す、実際に行なうまでにはずいぶん日にちがかかりそうなんですね、日いちがびしつときまつてあるわけではないんですね。国家行政組織の問題については、先ほ

るわけで、非常につらい立場というのではなくわからぬわけですがね。やはり同じ立場に立つてもと突っ込んでの話し合いをする、その上での結論といふものをしていかなければいけないのじゃないか、こう思うのですがね、いかがでしょう。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 仰せのとおりでござります。相なるべくは私も加わった正式の委員会の意見として結論づけられれば望ましいことであることは申すまでもないことであります。

ところで、行政監理委員会というものの機能は多数決によると法律にございまして、多数決によるという以上は、よしんば行政監理委員会の委員長であり、かつまた投票権がある行政管理庁長官と残りの六人の委員の意見とが食い違いましょうとも、多数決原理に従つて六対一で議決するといふことは可能である。可能であります、行政管理局長官と、いわば執行部であります。

執行部が加わつて委員会の意見を確定的に出すとすれば、多数決原理に立つて、少數で負けたからしくたがないんだということであつてよろしいかどうか。その辺の理解によつて違いますけれども、私は執行の責任を帯びておる者、それが行政監理委員会の委員でもあるということの場合、検討事項と実施事項と分けてお話をありましたが、実施事項というに足りる段階において監理委員会の意見といふものは出るべきものではなかろうか。検討を加えて実施できるかどうかも含めて検討するということでは、監理委員会の意見としては適切でないんではなかろうか。こういうふうな見解を持ちますために、他の委員諸公とタイミングの関係で意見が相違するがあるかもしません。具体的にそういうことについて打ち合わせたことはないのですけれども、想像するに、と申し上げるのはそのことです、想像するに、民間有識者の立場の他の委員の、行政管理庁長官を除いた姿で意見を述べられるということにはしなくなりますことは、タイミングの点だけに問題があるのでないかと想像しておるわけであります。それにしては、一般に仲が悪いとか何とか言わることは

は全然ございませんので、そこで正式の監理委員会の意見という形は完了していいけれども、丞に富む意見が発表されたということで受けとめて検討を加えておると、これが実情であります。

○峯山昭範君 その問題についてもあとでちょっともう一点聞きたいのですけれども、初めに行政監理委員会というのは、いま現在では何ですか。行政管理府長官の諮問機関ですかね。そういうふうな形になっているように私は思うんですけれども、実際は臨調答申の意見はそうじゃないですね。あの臨調の答申の意見によりますと、この行政監理委員会は臨調のとおり言いますと、内閣府に總務庁を置き、それに行政監理委員会を設置される。そういうふうになつていてるようには私は思ひますけれども、いわゆる三条機関といいますか、國家公安委員会とか、公正取引委員会と同じような機関なんですね。行政監理委員会そのものが相当力のある委員会ということになつてます。ですから、そういう点から言うと、現在は臨調答申を尊重してできたように言われておりますけれども、実際は意味がずいぶん違うように私は思ひます。ところどころはどういうふうにお考えですか、大臣。

とお話しございましたけれども、現在は行政監理委員会の長に行政管理庁長官がなったために、いよいよ表向きは臨調答申のようになつてゐるようですが、見えますけれども、その内容は実はそうじゃない。内容は大臣を置いたがために、かえつて六人の意見が弱くなつて、六人の意見がストップされてしまつてゐる。六人の意見なんて言つたらおかしいですけれども、行政監理委員会としてはちつとすべき意見が、大臣によつてストップされているのじやないか、こういうぐあいに私たちには見えてゐるわけですね。ということは、臨調答申の精神とはまるきり逆になつてゐる。いわゆる行政改革をすすめに進めるために大臣がその長になつているというふうになつていいのではなくて、六人の意見になつちやつて、行政監理委員会をつくつた意図から見ましても相当マイナスになつてゐるのじやないか、こういうぐあいに私は思うのですけれども、この点いかがでしよう。

理委員会の意見というのは、いわゆる意見の二つには、いま大臣は確かに逆の意味で言えば、端的に言えます。いま大臣のおっしゃったことと同じなんですが、結局確かに外部から見ても、そういうように外部はとつておるわけです、現実においてもね。私は行政監理委員会の意見といふのは、たとえばいま大臣がおっしゃった実施事項ではなければ実施事項に仕立てて、いわゆる答申なり、または勧告をする。それ以外の意見といふのはこれはいわゆる無責任な発言だ、こうなるわけですよ。ということは、大臣、この行政監理委員会の答申というものに、何か法律上答申といふものがこうなくちやいけないといきまつがあるのですか、この点はどうですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) それはございません。良識の問題であろうと思います。

○峯山昭範君 良識として考えた場合、何も実施事項でなくとも、こうしたらいわゆる行政改革がうまくいくのじやないか、たとえそれがすぐ実施できなくても、たとえ意見だけであつたにしてしまって、当然これは取り上げるべきじやないか、そろそろいう意見があつてもいいのじやないか、逆に言ふと、うまいくのじやないか、たとえそれがすぐ実施できず、非常に制約されてしまつたとしても、これは実施事項でない意見というものはこれ以上は無責任な発言だということになつてしまふといふと、これはどうも私たち納得できまじし、答申するにしても非常に制約されてしまつたんですね。これでは私はよくないのじやないかと思うのですがね。この点どうですかね。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 概念論で申し上げれば、先刻も申し上げましたように、行政監理委員会の設置法には、行政監理委員会の議事は多數決によるとありますから、六対一あるいは五対二といふ議決のしかたもあります。それでよろしければ、すぐ実施できなくても一種の不陸を与えるといふ意味における意見だとして通つていくものと考えられます。国会におきまして、そういう形で行政監理委員会の意見として出ましたものを、

いつまでたっても実施できないじゃないか、何しているのだというお叱りを受けやせんかといふことをおそれます。それがゆえに、以上のことを申し上げるので、その理解のしかたの相違であろうかとも思ひます。理論上は多數決によつてきめたことだから、委員としての行政管理庁長官は、意見は意見、実施は実施、別問題だと割り切つて取つ組むことが可能であるといふお許しを得れば、そういう運営のしかたもあるうかと思います。

○峯山昭範君 ということは、私はもうちょっとと確認したいのですけれども、行政監理委員会の六人の民間の委員の皆さんから、現実の問題としていぶん意見が出ておりますが、この意見というのは、これはどういうような扱いを受けるのですか。これは正式の行政監理委員会の意見であるのかどうか、この点どうですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 正式の意見ではあります。ありませんけれども、尊重すると申し上げるわけですが、それは示唆を与えたましだらば、実行にまでたどりつくべく検討を加えた結果提起された課題が尊重されて実施に移ることにならうかと思います。

○峯山昭範君 ということは、私はここのところちょっととすいぶん問題があるのでね。その意見はどうしてもこれは検討を加えても実施に移すことには当面不可能であるという仕分けをして尊重することになります。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) そのことは、私が非常に有用に見えますけれども、法的には何ら保証はないわけですね。私はそれは結局は行なつてもらいたいのです。私はこの委員会の非常な尊重するというと、その意見そのものが非常に有用に見えますけれども、法的には行なつてしまふわけですね。私はそこら辺のところが相当苦労してつくった意見といふものが、結局は政府が取り上げてくれない、そういうことになるわけですね。ですから、新聞や、いろいろな意見を出すときにはやむにやまれぬ気持ちでの意見を出す。そういうようなことがしょっちゅうなってしまうわけですから、そこら辺のところ、結局、行政監理委員会のあり方といいます

か、それから行政監理委員会の権限の強化といふことをおそれます。それがゆえに、以上のことを申し上げるので、その理解のしかたの相違であろうかとも思ひます。理論上は多數決によつてきめたことだから、委員としての行政管理庁長官は、意見は意見、実施は実施、別問題だと割り切つて取つ組むことが可能であるといふお許しを得れば、そういう運営のしかたもあるうかと思います。

○峯山昭範君 ということは、私はもうちょっとと確認したいのですけれども、行政監理委員会の六人の民間の委員の皆さんから、現実の問題としていぶん意見が出ておりますが、この意見というのは、これはどういうような扱いを受けるのですか。これは正式の行政監理委員会の意見であるのかどうか、この点どうですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 私が先刻申し上げましたような立場に立つ以上は、検討すべき課題として取り扱わざるを得ないかと思います。

○峯山昭範君 これは検討するときの一つのあれになるかもしれませんけれども、実際問題、こういうぐあいに行政改革ということも非常に大事になつてまいりますと、私はこの行政監理委員会といふのは、たとえば内閣総理大臣の直接の管轄のもとに置くとか、そこでなかつたら、結局は非常に高い俸給を払つて六人の常勤の委員を置いている意味がないのじやないか。かえつて行政の複雑化とか、行政のむだというのがこういうところに生まれてくるのじやないか。存在が不明確なんですね。私たちは、そういう点からいくと、臨調答申の意図からいっても違つておりますし、むしろ行政監理委員会を廃止してしまつたほうがいいのじやないか。もつとほかの何らかの意味でのいわゆる行政改革を推進するものを別にまたつくればいいのであって、そういうぐあいにも、極端になりましたけれども、思うのですが、この点どうでしょ。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) その考え方も一案かとは思われまするが、行政管理庁長官を委員長としないで純然たる諮問機関として仕立て直しをするということも一案かと思います。いずれにしろ、もつと検討を加えるを得ない問題であろうかと思ひます。

○峯山昭範君 行政監理委員会の問題につきましてはそのくらいにしまして、次に、審議会の整理についてちょっと伺いますが、三ヵ年計画の二次案の中に、審議会の整理についてすいぶん載つておりますが、その中で、これはこれからわが内閣

か、それから行政監理委員会の権限の強化といふことをおそれます。これがやはり現在の体制で行政改革を推進する上においては、この行政監理委員会の権限の強化というか、またはそのあり方について、何らかの面で私は再検討をする必要があるのじやなかろうか、こういうぐあいに思うのですが、この点はいかがでしよう。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 私が先刻申し上げましたような立場に立つ以上は、検討すべき課題として取り扱わざるを得ないかと思います。

○峯山昭範君 これは検討するときの一つのあれになるかもしれませんけれども、実際問題、こういうぐあいに行政改革ということも非常に大事になつてまいりますと、私はこの行政監理委員会といふのは、たとえば内閣総理大臣の直接の管轄のもとに置くとか、そこでなかつたら、結局は非常に高い俸給を払つて六人の常勤の委員を置いている意味がないのじやないか。かえつて行政の複雑化とか、行政のむだというのがこういうところに生まれてくるのじやないか。存在が不明確なんですね。私たちは、そういう点からいくと、臨調答申の意図からいっても違つておりますし、むしろ行政監理委員会を廃止してしまつたほうがいいのじやないか。もつとほかの何らかの意味でのいわゆる行政改革を推進するものを別にまたつくればいいのであって、そういうぐあいにも、極端になりましたけれども、思うのですが、この点どうでしょ。

○峯山昭範君 私は当然台風が毎年くるわけですから、私はこれはこの審議会は必要だと思うんであります。しかし、台風がきていたしますために、今回はその廃止を見送つております。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

○政府委員(河合三

審議会等の活動が不活発であるもの、いわゆる過失三カ年に於て開催回数が年一回以下のものは廃止または統合する、そういうような方針が前にあつたんですが、そのほか行政不服審査の場合でも、審査をやる審議会の場合でも開催回数が非常に少ないものについては常置の機関としない、そういうような原則が前からあつたと思うんでが、この点についてはまだ現在でもそのとおりになつているのかどうかということ。それからこれは私調べてみた資料によりましても、昭和四十年から四十三年の三年間に全然開かれなかつた審議会というのがずいぶんあるわけですね。また年一回しか開かれていない審議会というのもずいぶんあります。名前を言つてみますと、けい紙に一枚、一枚にわたりますけれども、ずいぶんあるわけです。対外経済協力審議会とか、いまの台風常襲地帯対策審議会とか、そのほか金利調整審議会とか、中央生乳取引調整審議会とか、ずいぶんいろいろあるわけです。あと読みませんけれども、こういうふうに開催回数が非常に少ない審議会がずいぶんあるわけです。こういうふうな審議会等について、これは当然私は整理統合の対象になると思うのですけれども、これらについてはどういうぐあいにお考えか、お伺いしたいと思うのです。

重要施策につきまして行政機関の諮問に応じて調査審議し、あるいは行政処分に対する不服審査、あるいは資格得喪の審査調停等を行なつておるわけでございます。そういうことでござりますので、ただいま大臣から答弁ございましたように、そういう不服審査でござりますとか、資格得喪の審査の要求がございませんならば、これは開かれないと、しかしながら、開かれないものであります。でも、そういうものはやはり置いておきませんと、いけないということかと思っております。また、ただいま御指摘の、開かれていないものがかなりあるということをございまして、ただいま申しました不服審査でござりますとか、資格得喪の審査検定のようなものを除きまして、それ以外のもので、やはりかなりこのところ開かれていないというものもございます。たとえば、過去二年間に一べんも開かれておりませんものの中で、これは全部で十四ほどござりますが、その中で、そのうちは十は、いま申しましたような不服審査の申し立てがなければ開かなくていいもの、そういうものでござりますので、これは開かれていないことがあります、別にそのため必要でないということではないと思います。そういう意味で、これを除きますとあと四つの審議会がござります。

また第三の、特殊地域農業振興対策審議会、これは過去二年間開かれておりませんけれども、これは昭和四十二年十二月開催の審議会におきまして、今後の方針を総合的に調査検討するよう決議がありまして、四十三、四十四両年度にわたりまして農林省において調査を実施しておりますので、その結果を取りまとめた上、審議会を開催する予定になります。

また第四の公共用地審議会、これは考え方によりますと、十のほうの分類と申しますと、不服審査とか、そういうものに対する審議会の中に入れれば入るかとも思いますが、この公共用地審議会は、企業者からの申請を受けて建設大臣が行なう特定公共事業の認定及び土地收用委員会が緊急裁決を所定期間内に行なわないときに企業者からら異議の申し立てに基づき建設大臣が行なう代行裁決の際に付議されるものでございまして、この期間中、当該の事案がなかったわけでございます。

以上のようなことでございまして、現在御指摘のうち、過去二年間開かれなかつたものにつきましては、それはそういうような状態でございますが、審議会の設置の本来の趣旨から申しまして、かなりそれ省庁の重要事項に関するものでございまして、これはそつたびたび起るものでないといふこともあります。それ内容を検討した上で、必要であればそういう御趣旨の措置も講ずる必要がある。やはりこれは内容の検討によるというふうに思います。

○峯山昭範君 いろいろ説明を聞けば説明はあるでしょうけれども、実際問題二年、三年にわたつて開かれていない委員会については、やはり内容等についても私は検討を進めていくべきではないかと、こう思っております。

それからもう一つだけ申し上げておきますと、これは特に審議会等もそうですが、スクランプ・アンド・ビルトというやつですね、これ

も盛んに前から出ているわけでありますけれども、要するに審議会もこれに入るんですか。その場合、もしそうだとすれば、要するにスクラップということだつては、何もビルトがなくてもスクラップをどんどん考へてもいいんじゃないかな。いまのこういうような問題から、私はこういうふうにあいに思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(河合三良君) お答え申します。

スクラップとビルトとの関係は、必ずしも一対一という関係になつておりますんで、これは年次によりまして、その必要性その他においていろいろございますが、数年間をとつてみると、これは審議会の数は減つておるはずでございまして、必ずしもビルトの際にだけスクラップをするという形にはなつていないのでございます。

○峯山昭範君 それから次に、私は特殊法人の問題についてちょっと聞きたいと思うんですけども、特殊法人の行政管理庁の審査の権限ですね、これは私はいろいろ問題があると思うんです、実際問題として。時間もだいぶ過ぎましたので急いでいきますけれども、特殊法人を行政管理庁が審査する場合、いろいろ制限がありますね。何か設立行為に、何ですか、政府がタッチするとかしないとか、そういうふうなことによつていわゆる行管の審査の対象からはずされる、はずすというふうに規定されていますね。そこで、私は、たとえば今回の六十三国会でも、行政監理委員会もこの点についていろいろ指摘しておるわけですから、この通産省から出でる情報産業振興事業団ですか、これは初めて特殊法人として出ておったわけですね。ところが実際問題はそれが認められなくて、それで実際は管理庁でいわゆるチェックしているみたいでけれども、隠れみのが幾らもあると、こんなふうに審査からはずれて、現実の面ではそれはもう発足するわけですね。そういうふうにして、行政産業振興事業団と改めて、行管のいわゆる審査からはずれて、現実の面ではそれはもう発足するわけですね。そういうふうにして、行政

私は何にもならないのじやないか、そういうぐあいに思うわけです。そこで、やはり特殊法人に対する定義といいますか、性格といいますか、こういうふうなものはもつと明確にしていく必要があるんじやないか。そういうぐあいにして、すべてそういうものも含めて行政管理庁でチェックしていくようになりますか。そうでないと、彼らでも特殊法人はふえていくのじやないか、特殊法人という名前ではなくても、いまの通産省の例のようにして、いわゆる事業団というチェックの機関じゃなくて協会というようにして幾らでもつくれる。これは行政改革の面でも非常に私は大事な面だと思うのですが、この点はいかがでしょ。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。特殊法人の制度につきまして、これはいろいろと見解が分かれる点があるかと思います。現在特殊法人とはどういうものかということにつきましても、これは外国の例その他を見ましても必ずしも統一されておりませんし、また現在の行政事務、それがいわゆる普通の意味の行政機関からはずして、しかしながら、公的なかなりコントロールのもとに事務を行なったほうが適当だというふうな場合に、それをどういう形をとるか、あるいは国がそれに対してもこれまでのコントロールをすべきかということにつきましては、非常にこれが検討すべき点が多いかと思います。そういう意味で、御趣旨のとおり十分に検討していくべき課題というふうに心得ております。ただ現在の段階におきまして、行政管理庁が審査をいたします特殊法人と称するものは、これは国がその設立を強制的に行なう、まあいろいろ表現はござりますが、端的に申しますと、国がつくるものである。で、ただいま御指摘の通産省の情報産業の振興に関する協会は、これは国が強制的に設立するものではございません。そういう意味で、まあそういうものに對して国が、今度は行政管理庁が行ないます審査の中に入るべきかどうかということは、これは当然一つの検討の題目になると思いま

すが、現在の段階におきまして、私どもはそれは國がその設立について強制的に設立させるあるいはその設立について、國かも設立させるといふことから責任を持つというものについて審査をすべきだというふうに考えております。

○政府委員(河合三良君) お答え申します。

ただいまのお答えと若干重複するかと思いますが、特殊法人として認めるかどうかという審査をいたします際に、これは特殊法人の形をとらなければできないものかどうか、またそのことばを裏に返しますと、できるだけ國が直接監督する行政組織の拡張を防ぐ。そこで、そういう意味から特殊法人の形をとらなくてもやつていただけるものは特殊法人でなくともいいのではないかという考え方も審査の一つの立場でございまして、そういう点から申しまして、國が直接責任を持って強制的に設立する必要があるものではないという判断をいたしまして、特殊法人にいたしております。

○峰山昭範君 私、ちょっとここでお伺いしておきたいのですけれども、情報処理産業というものは、これから非常に重要な部門だと思ふんですね。これは将来は必ずどうしても私は、國としてもこういう事業団をつくるなければならないのじゃないかと思う。通産当局も相手を入れておられる事業団です。そういう点からいえば、私は当然これはスクラップ・アンド・ビルドというスクラップがなかったのじやないか、そろいいうことも考えられるわけですねけれども、非常にあえているわけですね。三ヵ年計画でも、単純に比較はできないと思うんだけれども、非常にあえているわけですね。三ヵ年計画で減らした分よりもえた分がずいぶん多いわけです。これは要するにえたほうが倍近く多いわけです。これについてはどうぐあいにお考へな

べきものではないと思っております。この事業協会につきましては、協会の設立についてもその意見を民間に求めておりますし、また民間の出資にますか、相違でございますが、これは臨時行政調査会であげました七千五百という概数でございました。第一に、國民の日常生活及び産業経済活動に直接関係のないものを除いたところから責任を持つというものについて審査をすべきだというふうに考えております。

○政府委員(河合三良君) お答え申します。

ただいまのお答えと若干重複するかと思いますが、特殊法人として認めるかどうかという審査をいたします際に、これは特殊法人の形をとらなければできないものかどうか、またそのことばを裏に返しますと、できるだけ國が直接監督する行政組織の拡張を防ぐ。そこで、そういう意味から特殊法人の形をとらなくてもやつていただけるものは特殊法人でなくともいいのではないかという考え方も審査の一つの立場でございまして、そういう点から申しまして、國が直接責任を持って強制的に設立する必要があるものではないという判断をいたしまして、特殊法人にいたしておきたいのですけれども、情報処理産業というものは、これから非常に重要な部門だと思ふんですね。これは将来は必ずどうしても私は、國としてもこういう事業団をつくるなければならないのじゃないかと思う。通産当局も相手を入れておられる事業団です。そういう点からいえば、私は当然これはスクラップ・アンド・ビルドといふことがなかったのじやないか、そろいいうことも考えられるわけですねけれども、こら辺のところはもとより明確にやつてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(河合三良君) お答え申し上げます。

峰山昭範君 それで最後に許認可の問題について二、三質問したいと思います。

許認可の問題であります。先般ついぶん質問がありまして、できるだけダブらないようにしたくあります。昭和四十三年の六月末の許認可報告等の総数は、私が聞いておるところでは一万八千件あるそうですが、三十九年の臨時答申のときには、これは許認可の数は七千七百件ですか、そういうぐあいに聞いておるわけですが、これは単純に比較はできないと思うんだけれども、非常にあえているわけですね。三ヵ年計画で減らした分よりもえた分がずいぶん多いわけです。これは要するにえたほうが倍近く多いわけです。これについてはどうぐあいにお考へな

べきものではないと思っております。この事業協会につきましては、協会の設立についてもその意見を民間に求めておりますし、また民間の出資にますか、相違でございますが、これは臨時行政調査会であげました七千五百という概数でございました。第一に、國民の日常生活及び産業経済活動に直接関係のないものを除いたところから責任を持つというものについて審査をすべきだというふうに考えております。

○峰山昭範君 もう最後ですけれども、情報処理産業振興事業団ですね、これはどうして認可にならなかつたのですかね。

○政府委員(河合三良君) お答え申します。

ただいまのお答えと若干重複するかと思いますが、特殊法人として認めるかどうかという審査をいたします際に、これは特殊法人の形をとらなければできないものかどうか、またそのことばを裏に返しますと、できるだけ國が直接監督する行政組織の拡張を防ぐ。そこで、そういう意味から特殊法人の形をとらなくてもやつていただけるものは特殊法人でなくともいいのではないかという考え方も審査の一つの立場でございまして、そういう点から申しまして、國が直接責任を持って強制的に設立する必要があるものではないという判断をいたしまして、特殊法人にいたしておきたいのですけれども、情報処理産業というものは、これから非常に重要な部門だと思ふんですね。これは将来は必ずどうしても私は、國としてもこういう事業団をつくるなければならないのじゃないかと思う。通産当局も相手を入れておられる事業団です。そういう点からいえば、私は当然これはスクラップ・アンド・ビルドといふことがなかったのじやないか、そろいいうことも考えられるわけですねけれども、こら辺のところはもとより明確にやつてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(河合三良君) お答え申します。

峰山昭範君 それで最後に許認可の問題について二、三質問したいと思います。

許認可の問題であります。先般ついぶん質問がありまして、できるだけダブらないようにしたくあります。昭和四十三年の六月末の許認可報告等の総数は、私が聞いておるところでは一万八千件あるそうですが、三十九年の臨時答申のときには、これは許認可の数は七千七百件ですか、そういうぐあいに聞いておるわけですが、これは単純に比較はできないと思うんだけれども、非常にあえているわけですね。三ヵ年計画で減らした分よりもえた分がずいぶん多いわけです。これは要するにえたほうが倍近く多いわけです。これについてはどうぐあいにお考へな

べきものではないと思っております。この事業協会につきましては、協会の設立についてもその意見を民間に求めておりますし、また民間の出資にますか、相違でございますが、これは臨時行政調査会であげました七千五百という概数でございました。第一に、國民の日常生活及び産業経済活動に直接関係のないものを除いたところから責任を持つというものについて審査を

ているのか。現在、許認可報告等、合わせて何件

あつて、そのうち期限が明確になつてないものが何件、それから明確になつてないものがどのく

らいあるか、そうして最後にその期限を設定することについて種々問題は私はあると思うんです

が、やはり期限の設定ということについて行管当局はどういう措置を今後講じていくつもりか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(岡内豊君) 現在、許認可が何件あって、処理に期限がついておるもののが何件あるかと

いうことでございますが、ちょっと手元に資料がございませんので、すぐにはお答えできないよう

な状況でございます。それで、この許認可の事務の処理につきましては、四十年の五月に「行政事務運営の改善について」という閣議決定がございまして、これは私どものほうで行政運営の改善に関する総合監査というものを実施いたしまして、

その結果、期限を付したらどうであるかと、いうようなことを示唆したわけでございますが、それ

に基づきまして、「一定の処理基準に従い経常的に処理し得る性質のものには、原則として標準処理期間を設けて処理の渋滞を防止すること。」と

いうようなことの閣議の決定が一応あるわけですが、それが、その実施状況でございますが、これ

が必ずしも十分にいつております。したがいまして、私どもいたしましては、今後、許認可等の監査をする場合にはそういう面も十分に考慮いたしまして結論を出したい、かように考えてお

ります。現在私どものほうで若干の例といたしまして、計量器の検定とか、あるいは商工組合の調整規定、組合協約の認可、そういったもの、それ

から自動車運送事業の関係の許認可については期限がついております。それらについては期限がついておりませんので、明確にお答えできませんので、御了承

願いたいと思います。

○峯山昭範君 私これまで質問を終わりますけれども、明確になつていなかつた分は後ほど資料を出して

もらいたいと思うのです。

それから今回のこの許認可の整理の法案が通つた場合、これは当然私はこれを契機として、なお一そろ不必要なものをどんどん整理していく方向でなければいけないと思うのですが、いずれにしてもいろいろな批判とか、また行政監理委員会の、先ほども申し上げましたように、安西さんがおっしゃっておりますように、こんなことでは、いわゆる許認可の統廃合をやっておることにはならないというようなきびしい人もおるわけですね

れども、いずれにしても、これからの方針、これからどういうぐあいに今度許認可についてやっていきたいかということをお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 許認可の新設のときには、もの申す機会を得たらどうかということを含んだ御質問かと思います。それより先に、現在ある許認可を整理、緩和、統合するという課題でござりますが、各省庁それぞれ必要性を認めて許認可の制度を創設するわけでございますが、その実施段階において原則として長年月実施してきたこと、そのことを、監査を通じて無用でないか、緩和したらしいじゃないかという結論を得て許認可の整理が行なわれるのが通例でございます。それは、そういうやり方で今後も続けていきます。許認可の新設のときに審査をする機会は率直に申し和しません。法制局で法案を審議しますけれども、法制局は純法律的な立場に立つて許認可の必要の有無を考えるのであります。政策的に必要であるかどうか、実効が上がるかどうか、繁文縛礼じゃないかということは必ずしも審査の基本

でも、行政監理委員会はこれを契機として、行政監理の整理を進める上で、その整理の対象となるべき機関は、たとえば海上保安庁とか、東京消防庁とか、日航とか、全日空とか、そういう数はわかります。

○岩間正男君 現在委託しておりますが、たとえば海上保安庁とか、東京消防庁とか、日航とか、全日空とか、そういう数はわかります。

○政府委員(手塚良成君) 現在委託しておりますが、たとえば海上保安庁とか、東京消防庁とか、日航とか、全日空とか、そういう数はわかります。

○岩間正男君 これは委託者の別による数はわか

りますか。たとえば海上保安庁とか、東京消防庁とか、日航とか、全日空とか、そういう数はわかります。

○政府委員(手塚良成君) この固定翼につきま

しては、日本航空が二十九名、全日空輸が十五名、国内航空が四名、南海航空というのがござい

ますが、三名。合計五十一名。ヘリコプターにつ

いては、日本農林水産協会というのがござい

ます。これが取り入れますことによって、操縦士

として、カバーして、そして教育の実をスピード化

してあげたい、かような意味合いでここにお願い

しておるような方式を取り入れたいと思っており

ます。これを取り入れますことによって、操縦士

の需給のバランスというとの見通しが確実に

なってまいりましたならば、防衛庁委託というよ

うな形態は漸次これを減少し、最終的には、そ

ういう制度と現在やつております航空あるいは自

然の運営が、

この

度の法の適用があるわけですか。

○政府委員(手塚良成君) 委託をしております人

について、これを直ちにいまやろうというふうに

は考えておりません。つまり、今度やりますの

は、教官に該当する人が十全なる資格、技量を有

することを確認いたしまして、そういう教官のい

ます民間施設を、言うならば認定施設ということ

にして、そしてその一定課程を経て卒業する者

につけては実技についてこれを免除する。学科試

験につきましては、そういうところを出まして

か、この点伺いたいと思うんですが。

○政府委員(手塚良成君) ただいま航空界におき

まして最大の問題は、パイロットが非常に少ない

ことで、そのため航空機材等が入りましてそ

の手当ができるために非常に苦しんでおりま

す。その一斑といたしまして、外人パイロット等

で当面これをカバーいたしておりますが、やはり

基本的に国内においてしかるべき教育をしなけ

ればならぬ、かように考えておるわけです。いま

お話しのごとく、防衛庁の委託という問題に

つきまして、そういう当面火急の要に何とか總

力をあげて必要員の人材確保をはかりたいとい

う面で、防衛庁の御好意によつて委託をしてお願

いをしておるという実情でございます。で、今度

この法案をお願いをいたしておりますのも、やは

りそういう意味合いのことを兼ねまして、この

教育上教官が非常に不足をしておるという意味合

いを、今度の制度によつてある程度それを簡素化

して、カバーして、そして教育の実をスピード化

してあげたい、かような意味合いでここにお願い

しておるような方式を取り入れたいと思っており

ます。これを取り入れますことによって、操縦士

の需給のバランスというとの見通しが確実に

なってまいりましたならば、防衛庁委託とい

ういう制度と現在やつております航空あるいは自

然の運営が、

この

度の法の適用があるわけですか。

○政府委員(手塚良成君) 委託をしております人

について、これを直ちにいまやろうというふうに

は考えておりません。つまり、今度やりますの

は、教官に該当する人が十全なる資格、技量を有

することを確認いたしまして、そういう教官のい

ます民間施設を、言うならば認定施設とい

うこと

にして、そしてその一定課程を経て卒業する者

につけては実技についてこれを免除する。学科試

験につきましては、そういうところを出まして

か、この点伺いたいと思うんですが。

○岩間正男君 簡単に二点ほど伺いたいと思うの

で、最初にそのほうからお伺いします。

今度の改正によりまして、外国人パイロットだ

けでなく、日本の操縦士養成施設のパイロットだ

の教育課程を終了したものについては、これは国

家試験を免除して技能証明を交付しようとする

こと

についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(手塚良成君) 現在、許認可が何件あつて、処理に期限がついておるもののが何件あるかと

いうことでございますが、ちょっと手元に資料がございませんので、すぐにはお答えできないよう

な状況でございます。それで、この許認可の事務

の処理につきましては、四十年の五月に「行政事務

運営の改善について」という閣議決定がござい

ます。

○岩間正男君 委託訓練をしておるそういう

人

も、国家試験の免除、これをやるわけですか。

今、

も、國家試験の免除、これをやるわけですか。

今、

て、パイロットの判断にまかせる以外になからうということで、パイロットが飛び出したあとにおきまして、いろいろ航行の安全をはかるといふ意味合いにおいて、予想されますところの地上からの連絡をいろいろとやったわけあります。その結果は、到着しましたのは金浦ということです。さいましたが、そういうような人命安全確保という意味合いで、當時としてあらゆる手段をとつてその安全を期したい。そのような立場を副本部長の立場においてとつたというふうに本人は説明をし、私ども報告を受けております。

○岩間正男君 らよっとお伺いしますがね。こういう場合には、これは民間航空機の責任者は直接米軍と接触するのですか。これは運輸省航空局を通ずるなり、あるいは防衛庁を通ずるなりしかねれば私は妥当でないというふうに考えるのですが、これは直接接觸できるのですか。はつきりあるとき長野運航基準部長は米軍に頼んでということが記者会見の中で言つている。これは最初に報告された報道です。私は非常にこれはおかしいと思つたのですけれども、日航はそういうことになりますか。直接管理のもとにありますか、米軍の、第五空軍の。これは私は非常に重大な問題じやないかと思うのですがどうなんですか。

○政府委員(手塚良成君) 米軍の管理のもとにないことは御承知のとおりでございますが、当時の状態におきましては、当面依頼をいたしました、いま申し上げましたインターセプトの防止のための依頼を自衛隊に出したようでございますけれども、この自衛隊に依頼いたしましたについて、飛行機との周波数との関係で自衛隊では受け合いかねるというような返事をもらったようあります。そのために本人としては、これは特に運航基準部長個人の立場においてでございますが、米軍に頼んだ、かよなふうに本人から聞いております。

○岩間正男君 行管長官に伺います。これはどうです、行政管理の面から見てこうい

うふうに非常時でやむを得ないといえばそれまでのことだけれども、こういう形の接觸が今後どんどん行なわれるというと非常に行政の体系が乱れる、そう考へざるを得ないでしょう。運輸省が何のためにあるか、何のために自衛隊があるのか、どうな依頼なり、私ども自体の情報の収集の結果に防衛庁があるのか。ところが、そこを経るのじゃない。そういう形で直接米軍に頼んで、そして非常に便宜主義かもしだれども、こういう形で行なわれた。そうすると、日本の行政の自主性というものははどういうことになるか。私はこの点、予算委員会の総括質問から、日本の主権のあり方をやはり問題にしなければならない、そういうものを非常に持つておると思う。だから、これは行管長官に伺つておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) らよっとわかりませんが、要するに現行の条約、現行の法規に基づいて行動しておる、また支配を受けておるというこ

とであります。そうである限り問題ないと思

うのです。

○岩間正男君 これは現行の法規にそなつてお

りますか。直接そんな米軍の名において日本の民

間の航空機が動くようになつていますか。これは

とんでもない。不勉強じゃないですか。行政管理

局長官がそんなばかなことを言つたらいいへん

ことがありますか。そうじゃないですか。どこ

に自主性が出てくるか。いまのは失言ですよ。現

行法規にそなつておりますか。これをらよつと

お聞きします、そなつてますか。

○政府委員(手塚良成君) 板付に飛びます間にお

きましては、あれは現行法規どおり進んでおりま

すが、それから先へ出ましたについては、いまの

米軍等にお願いしてどうする云々といふことについて、これはハイジャッキングという異常事態に對処する対処のしかたでございます。そういうハイジャッキングの対処のしかたとしては、緊急的な、あるいは緊急避難的な措置をとらざるを得ないといふことになりました。まあ長野運航基準部長は、非常に独断的であったとは思いますが、それ

確保したいということでそういう措置をとつたわ

けでございます。私ども運輸省のほうにもいろいろ依頼なり、私ども自体の情報の収集の結果に

よりして、あるいは外務省を通じ、あるいは韓國

の管制本部へ連絡をする等、種々安全措置は講じ

てまいりましたが、何せああいつたわ

が國にも初めての特殊な事態でございましたの

で、いろいろな連絡なり何なりで通常の場合と異

なった状態となつたかと考えます。

○岩間正男君 この場ではあなたはなかなか言い

にくい問題だと思いますが、しかし、はつきりそう言つ

ているね、独断的と。ということは、これはもう

日本の現行法と違うのです。そうでしょう。こう

いうことを許しておけば、非常時だからと許して

おけば行政が乱れる。これだけはつきり通すべ

きですよ。何のために運輸省があり、そこに航空

局があるのか。そうでしょう。自主性があるとい

うことと言われたが、実態はそうじゃないことを

これは何よりも物語つております。日本の空は依

然として極東第五空軍の支配のもとにあります。日本

の問題といふことを何よりも今度の「よど」号の問題といふ

ことを見つめます。このことは確認しておかなけれ

ばならない。権利の問題が支配されているのだ。こういうことが明確だと思うのです。これは急な質問でありま

すから、行管長官も十分に御検討にならなかつた

ちやならないのですが、長野基準部長は、これは

金浦におろしてくれというふうに頼んだわけです

か、その点調べられましたか。向こうに行つたか

らよろしくと言つたのですか。金浦におろしてく

れと言つたのですが、平壤におろしてくれと言つ

たのですか。

○岩間正男君 そうすると、これはお聞きしなく

よいのですが、私は間違い

だと思いますが、いまの御答弁は非常に私は間違い

だと思います。このことは確認しておかなけれ

ばならないと思います。非常事態だからどうやつても

いいのだと、いうふうなことはならぬと思いま

す。ましてや、これは戦争になつたらどうなるか

わからない、ハイジャックくらいの問題だから、

まだこのくらいだが、これが戦時体制になつたら

どうなるか、非常事態になつたら、何でも非常事

態ならしかたないといふことで、どんどん乱れて

いったらしいへんなことになります。そういう問

題も私は含んでいます。そういう問題と関連して、

まあ自衛隊の委託の問題というのは、現状やむを

得ないといふことでやられておりませんけれども、そ

の先にいくと、いま言つたような三矢作

戦、ブルラン作戦の規定というものがはつきりわ
れわれはかぶさつてくるのではないかといふ、そ
ういう問題をわれわれとしては明確にしておく必
要があると思う。答弁がありましたら、答弁を聞
いておきます。

○政府委員(手塚良成君) 先ほどのことの繰り返
しのようですが、まあ結果的かもしれないが、
米軍にお願いをしました内容は、日本の、私ども
でいいますと管制——FIRといいますが、そこ
の範囲を出まして、韓国のそういう区域内に
入つて、その後におけるインターセプトといふ
のに対する措置として長野運航基準部長が頼ん
だということで、日本の領土内、あるいは特に航
空法上のエリアの範囲内において、米軍において
のに対する措置として長野運航基準部長が頼ん
だということで、日本の現行法と違つたというよ
うなことを行つておられます。そこで、韓國のそ
の範囲を出まして、韓国のそういう区域内に
入つて、その後におけるインターセプトといふ
のに対する措置として長野運航基準部長が頼ん
だということで、日本の現行法と違つたといふ
ことが明確だと思います。これは急な質問でありま
すから、行管長官も十分に御検討にならなかつた
ことは何よりも今度の「よど」号の問題といふ
ことを見つめます。このことは確認しておかなけれ
ばならない。権利の問題が支配されているのだ。こう
いうことを許しておけば、非常時だからと許して
おけば行政が乱れる。これだけはつきり通すべ
きですよ。何のために運輸省があり、そこに航空
局があるのか。そうでしょう。自主性があるとい
ふことを言われたが、実態はそうじゃないことを
これは何よりも物語つております。日本の空は依
然として極東第五空軍の支配のもとにあります。
間の航空機が動くようになつていますか。これは
とんでもない。不勉強じゃないですか。行政管理
局長官がそんなばかなことを言つたらいいへん
ことがありますか。そうじゃないですか。どこ
に自主性が出てくるか。いまのは失言ですよ。現
行法規にそなつておりますか。これをらよつと
お聞きします、そなつてますか。

○政府委員(手塚良成君) 板付に飛びます間にお
きましては、あれは現行法規どおり進んでおりま
すが、それから先へ出ましたについては、いまの
米軍等にお願いしてどうする云々といふことについて、これはハイジャッキングという異常事態に
對処する対処のしかたでございます。そういうハイ
ジャッキングの対処のしかたとしては、緊急的な、
あるいは緊急避難的な措置をとらざるを得ないとい
ふことになりました。まあ長野運航基準部長は、
非常に独断的であったとは思いますが、それ

に、平壤、平壤という管制の呼び声に従つて着陸をしたというふうに聞いておりますので、その点について何ら指示はいたしておらないし、依頼もしていない、かよう聞いております。

○岩間正男君 そのことがきょうの主題でございませんから、このくらいで打ち切りますけれども、とにかくこれは自主的判断でおりたといふけれども、そういうふくら飛行みたいにさせられて、混乱させられて、その中での自主的判断ですから、自主的判断を言つたって、まことに妙なのです。だれかがどこかでねじ曲げたのです。そのねじ曲げた者の正体が今日政治的にいまだに明らかにされない、このことが非常に重大だ。この点、この前、総理は約束されたわけですが、いまだにこの問題を明らかにされていない、ここに大きな問題があるんだということを明らかにしておいてこの問題は終わります。

もう一つ簡単に伺いますが、この許認可のこの法案が通ると、予防接種の廃止ということを許認可の法案にうたつているのですが、これは立法措置としてはどうなんですか。これはちょっとおかしいように思うのですけれども、どうなんですか。

○政府委員(岡内豊君) 予防接種法の改正を許認可の整理法の中に入れた理由はどうであるかといふ御質問の趣旨だと思いますが、要するに、この予防接種の腸チフス及びペラチフスの定期的な予防接種というのは、もうすでに現在の流行の状況から見て、まあどちらかといえば不要不急の事務になってきておるというふうな判断から、この許認可等の事務を一般的に整理をいたしますこの整理法の中に組み入れた、こういうことであります。なお、そういった点についての判断につきましては、これは厚生省当局のはうの技術的、専門的な判断でござりますので、ひとつ厚生省のほうから。

○説明員(松下廉蔵君) 現在の腸チフス、ペラチフスの定期予防接種につきましては、御案内のように、現行の予防接種法におきまして第一期が生

後三十六ヵ月から生後四十八ヵ月に至る期間に一回、それから第二期といたしまして第一期の接種をいたしましてから以後満六十歳に至るまで毎年ということとで、全人口のおおよそ八割ぐらいに当たります約八千万人が、一応定期の対象者とということになります。さて、なほ数千人の患者、及び数百人の死者を出しておりますが、全国民に対して予防接種をおこなうわけでございます。それで、法律が制定されました当初、たとえば昭和二十五年ころにおきましては、なお数万人の患者、及び数百人の死者を出しておりますが、全国民のよう、腸チフス、バラチフスとも、これは消化器系の伝染病でございまして、その後の下水道、環境衛生、食品衛生の発達、あるいは医療の発達によりまして、抗生素の治療等によりまして、その後患者数、死者はなしといふような状況になつておりますが、もちろん法定接種でございますから、各市町村におきましては腸チフス三百九十名、バラチフス百二名、死者が腸チフスのみが六名、バラチフスはなしといふような状況になつておりますが、それでも治療はかなり容易になつてきているというような状態でありますために、当初に比べまして国民のこの疾病に対します恐怖感といふようなものも漸次薄れてまいりまして、他の法定の定期の予防接種が六〇ないし八〇%の接種率を保つていてるのに引きかえまして、第二期以降につきましては大体一〇%台といふように接種者が非常に減つてきております。で、一方で、しかし、全対象が八千万といふような数でございまして、しかも、毎年ということで、市町村におきます定期の予防接種に関する事務というのは非常に人手、経費ともに大きなものがございまして、現実の状況といったましましては、準備をいたしましても、国民の側でそういう要望が少ないということから、

受けに来ない。結局実情をいたしましては、定期予防接種はすでに社会の実情から見て必要がなくなつておる事務である、しかも、相当各市町村において膨大な事務量を要しておりますということでお法局とも相談いたしました結果、これはやはり許認可等の整理ということで、行政事務の簡素化の一環としてこの法案において一括して廃止を御審議いたなくことが適当であろう、そういうような結論を得まして行政管理庁にお願いした次第でござります。

○岩間正男君 それにもしても、現在そういう病気にはかかる人が三百人以上もいるわけですね。これに対する対策というのは、これは予防医学の見地から依然として必要なわけですね。今度の廃止によってやはりそのような問題が起りますので、衆議院のほうでは、これは各党共同の附帯決議を出してやつているわけですね。これは御存じだとと思いますが、附帯決議がつけられておりますね。万全を期するようなどうなことです、これについて、この廃止に伴うところの予防対策上支障がないようにするためにどんな具体的な施措を考えておられますか、伺いたい。

○説明員(松下麻吉君) ただいま申し上げましたように、腸チフス、ペラチフスとも経口伝染病、消化器系の伝染病で、この感染はもっぱら食物によって口から入るものでございますので、まずその感染源対策といたしまして屎尿処理を十分にすること、衛生的な処理をこれは一般の屎尿処理の一環としたいたしまして考えるということ、それから食品衛生をさらに強化していくという問題、それから手洗いの励行等につきましては、まずその大部分をチフスの感染につきましては、まずその大部を防止する事が可能であろうと思つております。

次に、万一何らかの事情で局部的小な流行と申しますか、地域的な多発がございましたような場合には、そういった地域に対して、ごらんいただきまつたように、今度廃止いたしますのは定期的

予防接種だけでございまして、臨時の予防接種といたしまして、都道府県知事がみずからあるいは市町村長に対して接種を行なわせるという規定はそのまま残るわけでございますので、臨時の予防接種によりまして、その地域の免疫をさらに高めることによって、腸チフス、ペラチフスを防止するというようなことを考えてまいりたい、そういうふうに考えておる次第でございます。

○岩間正男君 とにかく今まで少ないと、いつても、一千万人くらいは予防接種を受けていると思うのですね。そうでしょう。そうして、しかも今度はこれをやめたということになると、ワクチンの製造、開発といふものは非常にくれぐれものじゃないか。現状でも非常に、あまり性能のいいものじゃないというふうに聞いていますね。この腸チフスワクチンの場合はこの効果は三五%、副作用も多い、こういうふうに聞いているのですが、どうしてもこれを開発していくものにしなければならない。いざ必要があるときには、そのような予防接種ができるようにしておくということですが、これは同時に——これを廃止したら、これで全然対策を怠ってしまうということになりますいとと思うのですが、この点はいかがですか。

○説明員(松下廉蔵君) 御指摘のようだ、現在、これはどのワクチンにつきましても、さらにその効果をあげ、安全性を高めるという作業は私ども厚生省の担当すべき仕事でございますが、腸チフス、ペラチフスにつきましても相当の効果はあげておりますが、なお御指摘のように、完全でない方面は私どもよく承知しております。特に衆議院の委員会におきましては、ワクチンの開発につきまして附帯決議で御指摘ございまして、そちらの趣旨に沿いまして、今後、國の責任におきまして腸チフス、ペラチフスを、御指摘のようなな委員会におきましては、ワクチンの開発をいたしたいということで、衆務局とも協力いたしまして行なつておきますことをお約束申し上げる次第でございま

○委員長(西村尚治君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終了したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めます。

許可、認可等の整理に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西村尚治君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(西村尚治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時九分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、外務省設置法及び在外公館に勤務する外務

公務員の給与に関する法律の一部を改正する

法律案(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、運輸省設置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十日)

一、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は四月十日)

運輸省設置法等の一部を改正する法律案(小字及び一は審議院修正の部分)

第一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。

第二十二条第一項第十七号の三中「港湾局」を「船舶局及び港

港局」と改める。

第二十六条第一項第十号の三を次のように改める。

十の三 船舶から排出する原油に係る原油処理設備、原油処理施設及び廃油処理事業に関する事。

○「港湾技術研究所」を「港湾技術研究所」を「交通安全公害研究所」

に改める。

第三十条第一項を次のように改める。

船舶技術研究所は、船舶、船舶用機関及び船舶用品に関する設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

第四項を次のように改める。

第三十二条第一項を次のように改める。

5 都市交通審議会は、昭和四十七年三月三十日まで置かれるものとし、同日までは、運輸政策審議会は、都市交通審議会の設置の目的と係る事項について調査審議を行なわないものとする。

第三十八条第三項中「第一項の表に掲げる附

属機関のうち、一を削り、「同表」を「第二項の表」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項に掲げる」を「前三項の」に、「委員」を「及び委員」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、本省の附属機

関として都市交通審議会を置き、運輸大臣の

諮問に応じて都市における交通に関する基本

的な計画について調査審議することをその目

的とする。

運輸政策審議会

運輸大臣の諮問に応じて、運輸

省の所管行政に関する技術

の開発、改良及び普及に関するこ

と。重要事項を調査審議するこ

と。運輸大臣の諮問に応じて、運

輸省の所管行政に関する技術

の開発、改良及び普及に関するこ

一、島根県平田市の寒冷級地引上げに関する請願(第二八九四号)

一、島根県金城町の寒冷級地引上げに関する請願(第二八九五号)

一、島根県赤来町の寒冷級地引上げに関する請願(第二八九六号)

一、島根県旭町の寒冷級地引上げに関する請願(第二八九七号)

一、島根県西ノ島町の寒冷級地引上げに関する請願(第二八九八号)

一、長野県小海町の寒冷級地引上げに関する請願(第二九〇九号)

一、兵庫県養父町の寒冷級地引上げに関する請願(第三〇〇一号)(第三〇五九号)

一、退職公務員の恩給・共済年金及び医療給付制度等に関する請願(第三〇一七号)(第三三四号)

一、傷病恩給等の不均衡是正に関する請願(第三〇八〇号)

一、兵庫県出石町及び但東町の寒冷級地引上げに関する請願(第三一六二号)

第二七七〇号 昭和四十五年四月十七日受理
退職公務員の医療給付制度等に関する請願

請願者 宮城県仙台市字平町一五ノ二八
鶴岡次雄外六千五百五十七名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第二八四七号 昭和四十五年四月十八日受理
退職公務員の医療給付制度等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区戸塚町五、一一八
金子馨外三千八十九名

紹介議員 河野謙三君

この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第二八四八号 昭和四十五年四月十八日受理
退職公務員の医療給付制度等に関する請願

請願者 大分市荷揚町二ノ三六教育会館内

<p>紹介議員 後藤 義隆君</p> <p>この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。</p> <p>この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。</p>
<p>第二八四九号 昭和四十五年四月十八日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 東京都台東区根岸五ノ九ノ五 中 田卯吉外二百八名</p>
<p>紹介議員 内藤晉三郎君</p>
<p>第二八五〇号 昭和四十五年四月十八日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 大分県別府市南石垣一組 河野忠 外二千十名</p>
<p>紹介議員 村上 春藏君</p>
<p>この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。</p>
<p>第二八五一号 昭和四十五年四月十八日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 長野県諏訪市四賀飯島二、一一 三 米倉磐一郎外四千百七十三名</p>
<p>紹介議員 林 虎雄君</p>
<p>この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。</p>
<p>第二九一〇号 昭和四十五年四月二十日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 高知市上町二ノ一二ノ七 岩川治 之助外三千五百二十一名</p>
<p>紹介議員 寺尾 豊君</p>
<p>この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。</p>
<p>第二九一一号 昭和四十五年四月二十日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 高知市西町五八 安芸義清外三千 五百二十二名</p>
<p>紹介議員 塩見 俊二君</p>
<p>この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。</p>

退職公務員の医療給付制度等に関する請願
　請願者 福井市勝見一ノ一〇〇二 吉田利修外一万五千三百九十二名

紹介議員 高橋衛君

この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第二九一三号 昭和四十五年四月二十日受理
退職公務員の医療給付制度等に関する請願
　請願者 山梨県甲府市朝日三ノ五ノ四 津金清次外二千五百六十九名

紹介議員 吉江勝保君

この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第二九一四号 昭和四十五年四月二十日受理
退職公務員の医療給付制度等に関する請願(二通)
　請願者 愛知県碧南市字南赤土五八 中村庄太郎外七百五十六名

紹介議員 柴田栄君

この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第二九四三号 昭和四十五年四月二十日受理
退職公務員の医療給付制度等に関する請願
　請願者 烏取県八頭郡用瀬町大字鷺狩 森田敏行外千七百四十九名

紹介議員 小林国司君

この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第二九六七号 昭和四十五年四月二十一日受理
退職公務員の医療給付制度等に関する請願
　請願者 静岡県掛川市成瀧五五〇 丹家田良平外三百十一名

紹介議員 栗原祐幸君

この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第二九六八号 昭和四十五年四月二十一日受理
退職公務員の医療給付制度等に関する請願
　請願者 石川県金沢市橋場町九ノ四 喜太郎外二千九百七十五名

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第二九六九号 昭和四十五年四月二十一日受理
退職公務員の医療給付制度等に関する請願
請願者 長野県松本市大字神林区四、〇五
七 小松千秋外九千四名

紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第二九七〇号 昭和四十五年四月二十一日受理
退職公務員の医療給付制度等に関する請願
請願者 大阪府柏原市大泉四ノ四ノ七 大橋順了外百四十九名

紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第三〇〇三号 昭和四十五年四月二十一日受理
退職公務員の医療給付制度等に関する請願
請願者 岩手県江刺市愛宕字馬場先一八
小沢福治外八千三百九十九名

紹介議員 岩動 道行君
この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第三〇〇四号 昭和四十五年四月二十一日受理
退職公務員の医療給付制度等に関する請願
請願者 長野県南佐久郡臼田町 佐々木五
六外一万百六十四名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第三〇〇五号 昭和四十五年四月二十一日受理
退職公務員の医療給付制度等に関する請願
請願者 滋賀県彦根市京町二ノ五ノ三四
井上英貞外四千三百五十三名

紹介議員 奥村 悅造君
この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。

第三〇一八号 昭和四十五年四月二十一日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 神奈川県秦野市平沢二、二一六 紹介議員 内藤善三郎君 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇一九号 昭和四十五年四月二十一日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 石川県金沢市円光寺町二ノ三四 紹介議員 任田 新治君 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇二〇号 昭和四十五年四月二十一日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 鹿児島県揖宿郡開聞町十町一、四 紹介議員 田中 茂徳君 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇二一号 昭和四十五年四月二十二日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 九二一、京田常松外四百六十一名 紹介議員 木島 義夫君 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇二二号 昭和四十五年四月二十二日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 幃島市大手町四ノ六二 紹介議員 藤田 正明君 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇二三号 昭和四十五年四月二十二日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 省二外千百六十八名 紹介議員 新谷寅三郎君 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇二四号 昭和四十五年四月二十二日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 沢井弁造外二千八百名 紹介議員 八木一郎君 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇二五号 昭和四十五年四月二十二日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 佐賀市西田代町九一八 紹介議員 外二万二千六十六名 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇二六号 昭和四十五年四月二十二日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 青森県引前市富田町一六青森県 紹介議員 明外六十名 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇二七号 昭和四十五年四月二十二日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 六千八百九十二名 紹介議員 山崎 竜男君 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇二八号 昭和四十五年四月二十三日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 福井市勝見一ノ八ノ一五 紹介議員 藤井久 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇二九号 昭和四十五年四月二十三日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 宮城県仙台市平町一五ノ二八 紹介議員 鶴岡次雄外七千八百五十二名 この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。
第三〇三〇号 昭和四十五年四月二十三日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 山梨県南巨摩郡増穂町 原孝雄外 紹介議員 吉江 勝保君 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇三一号 昭和四十五年四月二十三日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 広島市寺町五ノ一〇 寺西正雄外 紹介議員 千百十名 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇三二号 昭和四十五年四月二十三日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 平川公夫外七百六十九名 紹介議員 渡辺一太郎君 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇三三号 昭和四十五年四月二十三日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願(三通) 請願者 千葉県長生郡長柄町徳増六、六四 紹介議員 三 平尾巖教外七百六十七名 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇三四号 昭和四十五年四月二十三日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 香川県坂出市高屋町一、三二四ノ八 紹介議員 平井 太郎君 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇三五号 昭和四十五年四月二十三日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 千葉県那珂郡大宮町二一九 渡辺 紹介議員 秀外九千八百六十九名 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇三六号 昭和四十五年四月二十三日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 幸田 喜四郎君 紹介議員 中村喜四郎君 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇三七号 昭和四十五年四月二十三日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 千葉市春日一ノ一ノ一五 内藤常 紹介議員 長田 裕二君 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇三八号 昭和四十五年四月二十三日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願(二通) 請願者 外一万五千三百九十二名 紹介議員 熊谷太三郎君 この請願の趣旨は、第一四七五号と同じである。
第三〇三九号 昭和四十五年四月二十三日受理 退職公務員の医療給付制度等に関する請願 請願者 宮城県仙台市平町一五ノ二八 紹介議員 高橋文五郎君 この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 長野県諏訪市四賀飯島二、一一

三一 米倉馨一郎外四千二百二十名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二八五三号 昭和四十五年四月十八日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 横浜市戸塚区戸塚町五、一一八

金子馨外三千七百九十四名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二八五四号 昭和四十五年四月十八日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 大分市荷揚町二ノ三六教育会館内

大分県退職公務員連盟内 河野伊

多留外二千七十九名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二八五五号 昭和四十五年四月十八日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 兵庫県加古川市加古川町備後二五

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二八五六号 昭和四十五年四月十八日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 兵庫県加古川市加古川町備後二五

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二八五七号 昭和四十五年四月十八日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 東京都台東区根岸五ノ九ノ五 中

紹介議員 村上 春藏君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二九一五号 昭和四十五年四月二十日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 東京都台東区根岸五ノ九ノ五 中

紹介議員 田卯吉外二百八名

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

紹介議員 内藤善三郎君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二九一六号 昭和四十五年四月二十日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 高知市播磨屋町七五 玉木義虎外

三千五百十六名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二九一七号 昭和四十五年四月二十一日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 大阪府富田林市本町一六ノ一八

本重寿外三千五百五十八名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二九一七号 昭和四十五年四月二十日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 高知市新本町一ノ一、〇一二 坂

修外一万五千三百九十二名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二九一八号 昭和四十五年四月二十日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 福井市勝見一ノ一〇ノ一 吉田利

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二九一九号 昭和四十五年四月二十日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 山梨県甲府市朝日三ノ五ノ四 津

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二九二〇号 昭和四十五年四月二十一日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 長野県松本市大字神林区四、〇五

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二九二一号 昭和四十五年四月二十一日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 石川県金沢市橋場町九ノ四 竹沢

紹介議員 喜太郎外二千九百三十一名

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二九四四号 昭和四十五年四月二十日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 烏取県八頭郡船岡町大字見櫻中一

三千一百七百四十九名

紹介議員 林 太郎君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二九五七号 昭和四十五年四月二十一日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 大阪府富田林市本町一六ノ一八

深瀬直利外一千七百六十九名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二九七一号 昭和四十五年四月二十一日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市茶畠一ノ一〇ノ一〇

岩手県退職公務員連盟内 小田島

政蔵外八千三百九十九名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第三〇〇八号 昭和四十五年四月二十一日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市茶畠一ノ一〇ノ一〇

岩手県退職公務員連盟内 小田島

治外一千七百二十九名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第三〇二〇号 昭和四十五年四月二十一日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 石川県金沢市円光寺町二ノ三四

北川政雄外二千九百四十六名

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第三〇二一号 昭和四十五年四月二十一日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 井上英貞外四千三百五十三名

紹介議員 奥村 悅造君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第三〇二二号 昭和四十五年四月二十一日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 滋賀県彦根市京町二ノ五ノ三四

通)

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第二九四四号 昭和四十五年四月二十日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第三〇〇七号 昭和四十五年四月二十一日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 京都府亀岡市糸屋町六二 谷村正

治外一千七百二十九名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第三〇〇八号 昭和四十五年四月二十一日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市茶畠一ノ一〇ノ一〇

岩手県退職公務員連盟内 小田島

政蔵外八千三百九十九名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第三〇二〇号 昭和四十五年四月二十一日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 石川県金沢市円光寺町二ノ三四

北川政雄外二千九百四十六名

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第三〇二一号 昭和四十五年四月二十一日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 井上英貞外四千三百五十三名

紹介議員 奥村 悅造君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

第三〇二二号 昭和四十五年四月二十一日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 滋賀県彦根市新照院町一五八 上原信

通)

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第二二六一號と同じである。

この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三〇五四号 昭和四十五年四月二十二日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市加賀野四ノ一ノ三

八 猪狩文治外八千三百九十九名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三〇五五号 昭和四十五年四月二十二日受理

退職公務員の恩給・公済年金等に関する請願

請願者 長崎市岡町七ノ一〇 馬場虎記外

六千四百六十名

紹介議員 初村龍一郎君

この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三〇五六号 昭和四十五年四月二十二日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 山梨県東山梨郡牧丘町松口

藤美譽志外千二百七十四名

紹介議員 廣瀬 久忠君

この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三〇五七号 昭和四十五年四月二十二日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡大原町糸迦谷八六

通) 請願者 六 梶四衛外千六十二名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願(二通)

第三〇五八号 昭和四十五年四月二十二日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願(二通)

請願者 青森県弘前市富田町一六青森県
津島 文治君

六千八百九十二名

紹介議員

この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三〇六五号 昭和四十五年四月二十二日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 広島市大手町四ノ六ノ二一 神田

省二外千百十二名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三〇八二号 昭和四十五年四月二十二日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願(三通)

請願者 佐賀市西田代町九一八 松尾義行

外一万二千六十名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三〇九九号 昭和四十五年四月二十二日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 広島県安佐郡祇園町西山本 岡本

紀子外千百二十一名

紹介議員 源田 実君

この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三一〇〇号 昭和四十五年四月二十二日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 奈良市法連北一ノ一、二二六 大

谷万治郎外二千七百四十四名

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三一〇一号 昭和四十五年四月二十二日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡増穂町 原孝雄外

三十七名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三一〇二号 昭和四十五年四月二十三日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 茨城県水戸市上木戸四ノ七ノ三

通) 請願者 押野賢外九千八百六十九名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三一〇三号 昭和四十五年四月二十三日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願(二通)

請願者 千葉県長生郡長柄町徳増六六四
平川公夫外六百四十名

この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

請願者 奈良県大和郡山市箕山町一一ノ
八 沢井弁造外二千九百七十五名

紹介議員 長田 裕二君
この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三一八七号 昭和四十五年四月二十三日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願(四通)

請願者 兵庫県西脇市蒲江三二三 藤井久

夫外五百九名

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三一二六号 昭和四十五年四月二十二日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願(六通)

請願者 明外二千百七十三名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三一二九号 昭和四十五年四月二十三日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 福井市勝見一ノ八ノ一五 藤井久

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第二二二六一號と同じである。

第三一二九号 昭和四十五年四月二十三日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 奈良県五条市五条五条市長 田中

紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第三二一五号 昭和四十五年四月十七日受理

国防省設置に関する請願

請願者 奈良県五条市五条五条市長 田中

紹介議員 大森 久司君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第三二一六号 昭和四十五年四月十七日受理

國防省設置に関する請願

請願者 奈良県桜井市桜井一、〇五九 杉

紹介議員 新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第三二一七号 昭和四十五年四月二十三日受理

退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 垣新太郎外三十名

紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第三二一八号 昭和四十五年四月二十七日受理

國防省設置に関する請願

請願者 大阪市西区九条通一ノ一九ノ三

紹介議員 八 桜井益司外十六名
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第三二一九号 昭和四十五年四月二十七日受理

國防省設置に関する請願

請願者 大阪市西区九条通一ノ一九ノ三

紹介議員 赤間 文三君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第二九四一號 昭和四十五年四月二十日受理
國防省設置に関する請願
請願者 大阪府八尾市水越二九九西田正一
外十七名

紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第六九号と同じである。

第二八一六號 昭和四十五年四月十七日受理
人事行政の厳正に関する請願

請願者 奈良県五条市五条市長 田中 勇治郎外三十一名

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二八一七號 昭和四十五年四月十七日受理
人事行政の厳正に関する請願

請願者 奈良県桜井市桜井一、〇五九 杉 壇新太郎外三十名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二八二〇號 昭和四十五年四月十七日受理
人事行政の厳正に関する請願

請願者 大阪市西区九条通一ノ一九ノ三八 桜井益司外十七名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二九四二號 昭和四十五年四月二十日受理
人事行政の厳正に関する請願

請願者 大阪府八尾市水越二九九西田正一
外十七名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第七〇号と同じである。

第二八九四號 昭和四十五年四月二十日受理
島根県平田市の寒冷級地引上げに関する請願

請願者 島根県平田市平田町九五一ノ一平 田市長 原良宗

紹介議員 中村 英男君
一、島根県平田市の寒冷級地を二級地に、すみやかに引き上げること。
二、國家公務員の寒冷地手当に関する法律第二條、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。

他の三項目は、第三〇一号と同じである。

第二八九五號 昭和四十五年四月二十日受理
島根県金城町の寒冷級地引上げに関する請願

請願者 島根県那賀郡金城町金城町長 古 和 忠雄

紹介議員 中村 英男君
一、島根県那賀郡金城町の寒冷級地を五級地に、すみやかに引き上げること。
二、國家公務員の寒冷地手当に関する法律第二條、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。

他の三項目は、第三〇一号と同じである。

第二八九八號 昭和四十五年四月二十日受理
島根県西ノ島町の寒冷級地引上げに関する請願

請願者 島根県隱岐郡西ノ島町西ノ島町長 安藤武夫

紹介議員 中村 英男君
一、島根県隱岐郡西ノ島町の寒冷級地を三級地に、すみやかに引き上げること。
二、國家公務員の寒冷地手当に関する法律第二條、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。

他の三項目は、第三〇一号と同じである。

第二八九六號 昭和四十五年四月二十日受理
島根県赤来町の寒冷級地引上げに関する請願

請願者 島根県飯石郡赤来町赤来町長 恒 松秀岳

紹介議員 中村 英男君
一、島根県飯石郡赤来町の寒冷級地を五級地に、すみやかに引き上げること。
二、國家公務員の寒冷地手当に関する法律第二條、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。

他の三項目は、第三〇一号と同じである。

第二九〇〇號 昭和四十五年四月二十日受理
長野県小海町の寒冷級地引上げに関する請願

請願者 長野県南佐久郡小海町小海町議会 議長 辻与助

紹介議員 中村 英男君
一、島根県飯石郡赤来町の寒冷級地を五級地に、すみやかに引き上げること。
二、國家公務員の寒冷地手当に関する法律第二條、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。

他の三項目は、第三〇一号と同じである。

第二九〇一號 昭和四十五年四月二十日受理
兵庫県養父町の寒冷級地引上げに関する請願（三通）

請願者 兵庫県養父郡養父町建屋 谷口仁

紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三五四号と同じである。

第二九〇二號 昭和四十五年四月二十日受理
兵庫県養父町の寒冷級地引上げに関する請願（三通）

請願者 兵庫県養父郡養父町建屋 谷口仁

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第二九〇三號 昭和四十五年四月二十日受理
兵庫県那賀郡旭町の寒冷級地引上げに関する請願

請願者 島根県那賀郡旭町長 白川芳 田

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三〇一七号と同じである。

第二九〇四號 昭和四十五年四月二十日受理
兵庫県那賀郡旭町の寒冷級地引上げに関する請願

請願者 島根県那賀郡旭町長 白川芳

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三〇一七号と同じである。

二、國家公務員の寒冷地手当に関する法律第二條、北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額（石炭加給）をすみやかに増額すること。

他の三項目は、第三〇一号と同じである。

第二八九七號 昭和四十五年四月二十日受理
島根県那賀郡旭町の寒冷級地引上げに関する請願

請願者 島根県那賀郡旭町長 白川芳

紹介議員 中村 英男君
一、島根県那賀郡旭町の寒冷級地を五級地に、すみやかに引き上げること。

他の三項目は、第三〇一号と同じである。

第二九〇八號 昭和四十五年四月二十日受理
兵庫県養父町の寒冷級地引上げに関する請願（二通）

請願者 兵庫県養父郡大屋町大屋市場 衣川誠蔵外三十名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三〇一七号と同じである。

第二九〇九號 昭和四十五年四月二十二日受理
兵庫県養父町の寒冷級地引上げに関する請願（二通）

請願者 兵庫県養父郡大屋町大屋市場 衣川誠蔵外三十名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三〇一七号と同じである。

第二九一〇號 昭和四十五年四月二十二日受理
兵庫県養父町の寒冷級地引上げに関する請願（二通）

請願者 兵庫県養父郡大屋町大屋市場 衣川誠蔵外三十名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三〇一七号と同じである。

第二九一一號 昭和四十五年四月二十二日受理
兵庫県養父町の寒冷級地引上げに関する請願（二通）

請願者 兵庫県養父郡大屋町大屋市場 衣川誠蔵外三十名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三〇一七号と同じである。

第二九一二號 昭和四十五年四月二十二日受理
兵庫県養父町の寒冷級地引上げに関する請願（二通）

請願者 兵庫県養父郡大屋町大屋市場 衣川誠蔵外三十名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三〇一七号と同じである。

第二九一二號 昭和四十五年四月二十二日受理
兵庫県那賀郡大屋町の寒冷級地引上げに関する請願

請願者 兵庫県那賀郡大屋町長 奈良栄

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三〇一七号と同じである。

第二九一二號 昭和四十五年四月二十二日受理
兵庫県那賀郡大屋町の寒冷級地引上げに関する請願

請願者 兵庫県那賀郡大屋町長 奈良栄

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三〇一七号と同じである。

この請願の趣旨は、第三五四号と同じである。

第三〇一七號 昭和四十五年四月二十一日受理
退職公務員の恩給・共済年金及び医療給付制度等に関する請願

請願者 三重県一志郡久居町字柳原一、〇 八二ノ二 嶋岡忍外九百五十四名
紹介議員 長屋 茂君
この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第三〇一七號 昭和四十五年四月二十一日受理
退職公務員の処遇について、左記事項の実現を図られたい。

紹介議員 長屋 茂君
一、恩給法第二条ノ二に定める調整は、現職公務員給与（本俸）を基準として改正するよう制度化すること。
二、前項の調整制度の趣旨に基づいて現職公務員給与と現行恩給仮定俸給との格差を完全に是正する経過措置を講ずること。
三、退職公務員についても現職公務員の短期給付の制度に準じた医療給付制度を設けること。
四、公的年金受給者に対する老齢福祉年金併給制度に現在設けられている制限を全面的に撤廃する措置をすみやかに講ずること。
五、前各項は、共済年金に対しても同時同様にこれを行なうこと。

実現を図られたい。

一、傷病恩給の裁定基準の是正。

(1) 裁定基準は、内部疾患に重点がおかれ、戦傷病者の半数以上を占める、外傷による機能障害がまったく除外されており、症状等差調

査会の報告が無視されているので、これら機能障害の裁定基準を是正すること。

(2) 眼及び耳の障害中、一眼(耳)公務他眼

(耳)公務外の場合の基準を改善せよとする

調査会の報告が尊重されていないので、これを是正すること。

(3) 生殖機能の障害、言語、そしゃく、えん下機能障害、せき柱障害、外ぼうのみにくさ及び數種の障害の総合の裁定基準が調査会の報告が無視され、なら考慮されていないので、これを是正すること。

二、恩給年額の算出基礎の不均衡を是正すること。

(1) 公務員給与水準の変動に見合うよう早急に措置すること。

(2) 階級差廃止に伴う不均衡を是正すること。受給者の全階級を平均化した下士官の恩給額に、すみやかに是正すること。

(3) 戰傷病者に給する普通恩給年額を是正すること。

三、普通恩給受給者の傷病年金減額制を是正すること。

四、職務関連り傷病者等に対する非公務員取扱いを是正すること。

五、扶養加給の制限の廃止等不均衡のは是正すること。

(1) 戰傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金の扶養家族加給には、孫をもその対象にし

ており、傷病恩給においてもすみやかに孫を対象とするよう是正すること。

(2) 傷病年金の扶養加給を、戦傷病者の家族がいまなおおかれている特別な事情を考慮し、現に扶養する家族を支給対象とするように制限を廃止し、すみやかに是正すること。

六、特別加給の是正。

第三項症以下の増加恩給及び傷病年金にも左記のとおり加給するよう制度を是正すること。

第三項症なし第七項症

二万四千円

第一款症なし第四款症

一万二千円

七、増加恩給受給者が死亡した場合の扶助料を是正すること。

八、目症者に対し、年額一万二千円を下まわらない年金をすみやかに支給すること。

九、傷病年金受給者の死亡後における遺族補償として一定額の扶助料を支給すること。

一〇、有期傷病恩給を無期恩給に改定する措置をすみやかに実施すること。

一一、法の改正等混乱時の時効失権者等に対する救済措置を講ずること。

第三一六二号 昭和四十五年四月二十三日受理

兵庫県出石町及び但東町の寒冷級地引上げに関する請願(二通)

請願者 立出石中学校内 福田敏雄外一名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二四三〇号と同じである。

昭和四十五年五月二十日印刷

昭和四十五年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局